上板町
第3期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和３年３月

徳島県　上板町

目　次

第１章　計画の策定にあたって １
１　計画策定の背景と目的 １
２　主要な障がい者関連法・施策の動き ２
３　第６期障がい福祉計画等に係る国の基本指針について ４
４　計画の位置づけ ７
５　計画の対象 ８
６　計画の期間 ９
７　計画の策定体制 ９
第２章　障がい者を取り巻く状況 １０
１　人口・世帯の動向 １０
２　障がい者の状況 １１
３　地域資源の状況 １４
４　アンケート調査結果からみる生活とニーズ １６
第３章　計画の基本的な考え方 ３３
１　基本理念 ３３
２　施策の体系 ３４
第４章　施策の展開 ３５
基本目標１　理解と交流を深めあうまちにしよう ３５
基本目標２　教育・文化芸術活動・スポーツの充実したまちにしよう ３８
基本目標３　雇用・就労を支えるまちにしよう ４１
基本目標４　保健・医療の充実したまちにしよう ４４
基本目標５　地域での生活を重層的に支援するまちにしよう ４８
基本目標６　安心・安全に暮らせる生活環境の整備されたまちにしよう ５３
基本目標７　差別の解消、虐待の防止及び権利擁護が進んだまちにしよう ５７
基本目標８　行政等における配慮の充実したまちにしよう ５９
第５章　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画 ６１
１　基本的な考え方 ６１
２　事業の全体像 ６３
３　成果目標 ６５
４　障がい福祉サービス等の見込量と確保策 ７４
５　障がい児通所支援等の見込量と確保策 ８７
第６章　計画の進め方 ９１
１　町の推進体制と計画の進行管理 ９１
２　連携の強化 ９１
３　サービス基盤の整備と人材の確保 ９２
資料編 ９３

※障がいの表記について
「障がい」の表記については、原則として国の法令に基づく制度や組織名などの固有名詞を除いて、「障害」の「害」の字をひらがな表記としています。

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景と目的

本町では、平成27年３月に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」とが一体となった「上板町障がい者計画・第４期障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

平成28年６月には、障害福祉計画策定の根拠法となる「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）も改正されました。また、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

国においては、平成30年３月に、障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」が新たに「障害者基本計画（第４次）」として閣議決定されました。この「障害者基本計画（第４次）」は、我が国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定された障害者基本計画であり、計画において、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とし、計画分野が生活環境、アクセシビリティ、防犯・防災、差別解消など社会の側の取組から始められるとともに、意思決定支援や意思疎通支援などの当事者性に着目した方向性が盛り込まれています。

徳島県においては、平成30年３月に、障害者基本法に基づく「障がい者施策基本計画」と、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び基本指針に基づく「障がい福祉計画（第５期）」、「障がい児福祉計画」を一体的に統合した「徳島県障がい者施策基本計画」を策定しました。

本町では、平成30年３月に、「上板町第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。この計画と「上板町障がい者計画」がともに令和２年度で計画期間を終了することから、新たに「上板町第３期障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」を策定します。

「上板町第３期障がい者計画」は、福祉をはじめ、保健、医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障がい者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

「第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」は、障がい者及び障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和５年度末の数値目標（成果目標）を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

2 主要な障がい者関連法･施策の動き

平成27年３月策定の「上板町障がい者計画・第４期障がい福祉計画」以降の主要な障がい者関連法・施策の動きは以下の通りです。

■近年の主要な障がい者関連法･施策の動き

年	主な動き
平成27年	**◆難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（１月）** ● 難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等 **◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の閣議決定（２月）**
平成28年	**◆障害者差別解消法の施行（４月）** ● 障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務 **◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行（４月）** ● 障害者に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務 ● 精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等（平成30年４月から） **◆社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（４月）** ● 福祉人材の確保の推進（一部） **◆成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（５月）** ● 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 **◆発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（8月）** ● 発達障害者の定義の規定、切れ目のない支援、家族等も含めた支援、総合的な相談体制の整備、地域の支援体制の構築等
平成29年	**◆「ユニバーサルデザイン2020行動計画」決定（２月）** **◆「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（３月）** **◆社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（４月）** ● 社会福祉法人制度の改革（一部） **◆「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（10月）** ● 新たな住宅セーフティネット制度の創設
平成30年	**◆「障害者基本計画（第４次)」の閣議決定（３月）** **◆障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（一部除き４月）** ● 自立生活援助、就労定着支援、共生型サービスの新設、重度訪問介護利用の最重度障害者の医療機関入院時の利用拡大 ● 障害児支援の強化：居宅訪問型児童発達支援サービスの新設、保育所等訪問支援の対象拡大、医療的ケアを要する障害児に対応する保健・医療・福祉等の連携促進、障害児福祉計画の策定 ● 成長期の障害児の補装具利用に貸与も可能に **◆地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正の施行（４月）** ● 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、地域住民の地域福祉活動参加促進のための環境整備、地域生活課題や複合化した地域生活課題に対応する総合的な相談体制、解決するための体制整備 ● 市町村が地域福祉計画策定に努める、福祉の各分野における上位計画として位置づける **◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の公布・施行（６月）** ● 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する **◆厚生労働省「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」公表（10月）**

年	主な動き
平成31年 ／令和元年	**◆文部科学省「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」公表（3月）** **◆文部科学省「障害者活躍推進プラン」公表（4月）** ● 文部科学省、教育委員会における障害者雇用推進プランをはじめ、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野におけるプランを打ち出す **◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（6月）** ● 視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与
令和２年	**◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行（9月）（一部、令和元年6月）** ● 障害者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援 ● 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 **◆地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布（6月）** ● 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設 **◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行（6月）（一部、令和３年４月）** ● 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ● 国民に向けた広報啓発の取組推進・優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の促進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等） ● バリアフリー基準適合義務の拡大 **◆聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の成立（6月）** ● 国による基本方針の策定等 ● 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等 **◆文部科学省「障害者活躍推進プラン」公表（7月）** ● 高等教育段階における政策プランを追加

3 第6期障がい福祉計画等に係る国の基本指針について

令和３年度を初年度とする第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画に関する国の基本指針の概要は、以下の通りです。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の概要

項 目	内 容
第１　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項	
基本的理念	１　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ２　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ３　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ４　地域共生社会の実現に向けた取組 ５　障害児の健やかな育成のための発達支援 **６　障害福祉人材の確保** **７　障害者の社会参加を支える取組**
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	１　全国で必要とされる訪問系サービスの保障 ２　希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 ３　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と**機能の充実** ４　福祉施設から一般就労への移行等の推進 **５　強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実** **６　依存症対策の推進**
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	１　相談支援体制の構築 ２　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 ３　発達障害者等に対する支援 ４　協議会の設置等
障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	１　地域支援体制の構築 ２　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ３　地域社会への参加・包容の推進 ４　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ５　障害児相談支援の提供体制の確保
第２　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	● 令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行 ● 令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6％以上削減
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	**１　精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数** ２　精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） ３　精神病床における早期退院率（入院後３か月時点、入院後６か月時点、入院後１年時点）
地域生活支援拠点等が有する**機能の充実**	● 令和５年度末までに、各市町村または各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、**その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する**

※太字・網掛けは、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画からの変更または新規の内容

項　目	内　容
福祉施設から一般就労への移行等	● 一般就労への移行者数の設定（令和元年度の実績に対する倍率） 福祉施設利用者：1.27倍以上 就労移行支援事業：1.30倍以上 就労継続支援Ａ型事業：1.26倍以上 就労継続支援Ｂ型事業：1.23倍以上 ● 就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用する ● 就労定着支援事業による就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上
障害児支援の提供体制の整備等	１　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ● 令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも１箇所以上設置する ● 令和５年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する ２　障害児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ● 令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴支援のための中核的機能を有する体制を確保する ３　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ● 令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも１箇所以上確保する ４　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ● 令和５年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
相談支援体制の充実・強化等	● 令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する（基幹相談支援センター等の中核的機能を有する事業が担うことを検討する）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	● 令和５年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する
第３－２　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項	
定めなければならない事項	◎令和５年度における成果目標の設定 ● 施設入所者の地域生活への移行 ● 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ● 地域生活支援拠点の機能の充実 ● 福祉施設利用者の一般就労への移行 ● 障害児支援の提供体制の整備 ◎指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み ◎指定障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み ◎地域生活支援事業の種類ごとの種類ごとの実施に関する事項

※太字・網掛けは、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画からの変更または新規の内容

項　目	内　容
定めるよう努めなければならない事項	◎指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項 ◎指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制の確保に係る障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等
盛り込むことが望ましい事項	◎市町村障害福祉計画等の基本理念等 ◎市町村障害福祉計画等の期間 ◎市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価方法等
第４　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	
障害者等に対する虐待の防止	１　相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ２　一時保護に必要な居室の確保 ３　指定障害児入所支援の従事者への研修 ４　権利擁護の取組
意思決定支援の促進	
障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	
障害を理由とする差別の解消の推進	
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	

※太字・網掛けは、第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画からの変更または新規の内容

4　計画の位置づけ

「上板町第３期障がい者計画」は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村計画」として位置づけられ、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための本町の障がい者施策に関する基本的な計画で、国の「障害者基本計画（第４次）」（計画期間：平成30年度～令和４年度）及び徳島県の「徳島県障がい者施策基本計画」（2018年度～2023年度）の考え方を踏まえたものとしています。

「上板町第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第１項に基づく、市町村障害福祉計画（第６期）と「児童福祉法」第33条の20第１項に基づく、市町村障害児福祉計画（第２期）の２つの法定計画として位置づけられます。

障がい福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障がい児福祉計画は、障がい児支援について、児童福祉法に基づき、サービス提供体制の構築を図ることを目的に策定するもので、両計画は、国及び徳島県の基本指針を踏まえるとともに、上板町の実情を勘案した内容としています。

また、この３つの計画は、一体的に策定し、本町のまちづくりの方向を定める「上板町総合計画」（平成29年度策定）と本町の地域福祉推進の指針となる「上板町地域福祉計画」（令和２年度策定）を上位計画とするとともに、関連計画等との整合性に留意して策定しています。

■計画の位置づけ

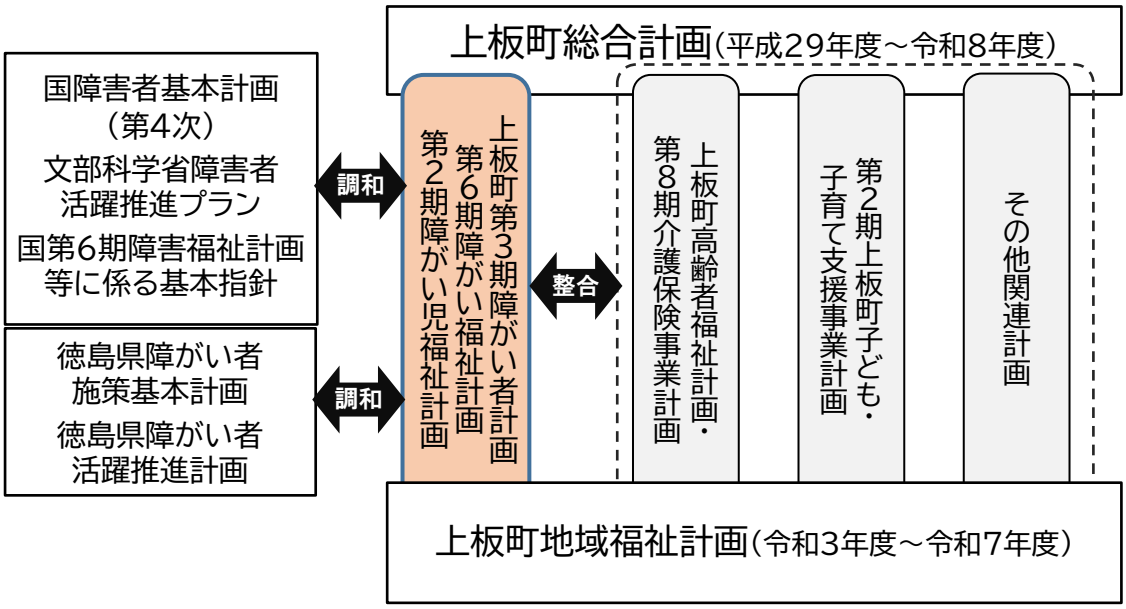

5 計画の対象

この計画で、「障がい者」とは、障害者基本法第２条に規定する以下の人とし、年齢にかかわらず、また、障がい者手帳の有無にかかわらず、すべての人とします。なお、「障がい児」という場合は、児童福祉法による18歳未満としています。

【障害者】障害者基本法第2条

1　障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2　社会的障壁：障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

■障がい者の各法律による規定

対象者	関連法	内容
身体障がい者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障がい者	知的障害者福祉法	定義は明確に条文化されているわけではありませんが、厚生労働省では「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
発達障がい者	発達障害者支援法	この法律において、「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患として平成25年４月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととした。対象疾患は何回か見直され、令和元年７月１日から361疾病となっている。また、難病法に基づく指定難病は、令和元年７月１日から333疾病となっている。
障がい児	児童福祉法	この法律で、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

6　計画の期間

「上板町第３期障がい者計画」は、令和３年度から令和８年度までの６年間を計画期間とします。また、「第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」は、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

「上板町第３期障がい者計画」は、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

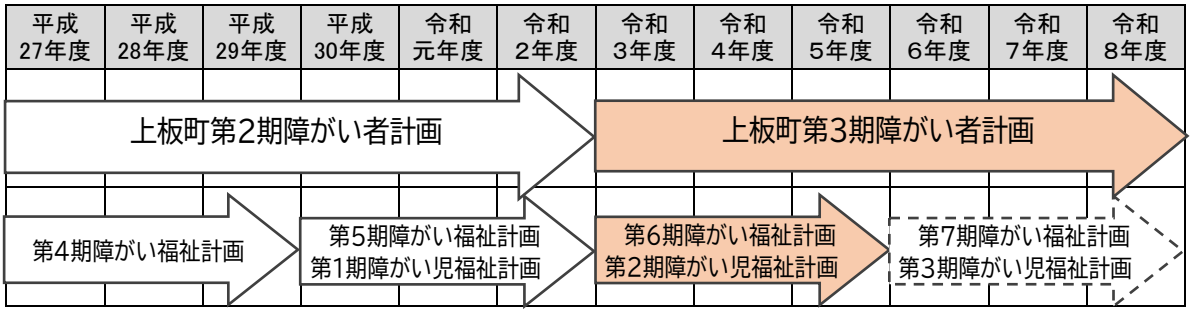

7　計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、住民の参画を得るとともに、障がい者のニーズを把握・反映させるために、次のような機会を設定しました。

① 上板町障がい福祉計画等策定委員会

関係団体の代表や有識者等からなる「上板町障がい福祉計画等策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

② 障がい者アンケート調査によるニーズの把握

町内在住の障がい者手帳所持者及び難病患者の方を対象にアンケート調査を実施し、普段の暮らしや障がい福祉に対する要望等ニーズを把握しました。

③ 住民の意見聴取

この計画の素案に対する住民の意見を広くお聞きするため、令和３年２月３日から令和３年２月15日まで、パブリックコメントを実施しました。

第2章　障がい者を取り巻く状況

1　人口・世帯の動向

本町の人口は、年々緩やかに減少を続け、令和２年４月１日現在では11,880人となっています。

一方、世帯数は、年々緩やかに増加を続け、令和２年４月１日現在では4,928世帯となっています。

１世帯当たり人員は、平成27年の2.61人から、令和２年には2.41人と減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。

■人口・世帯数、1世帯当たり人員の推移

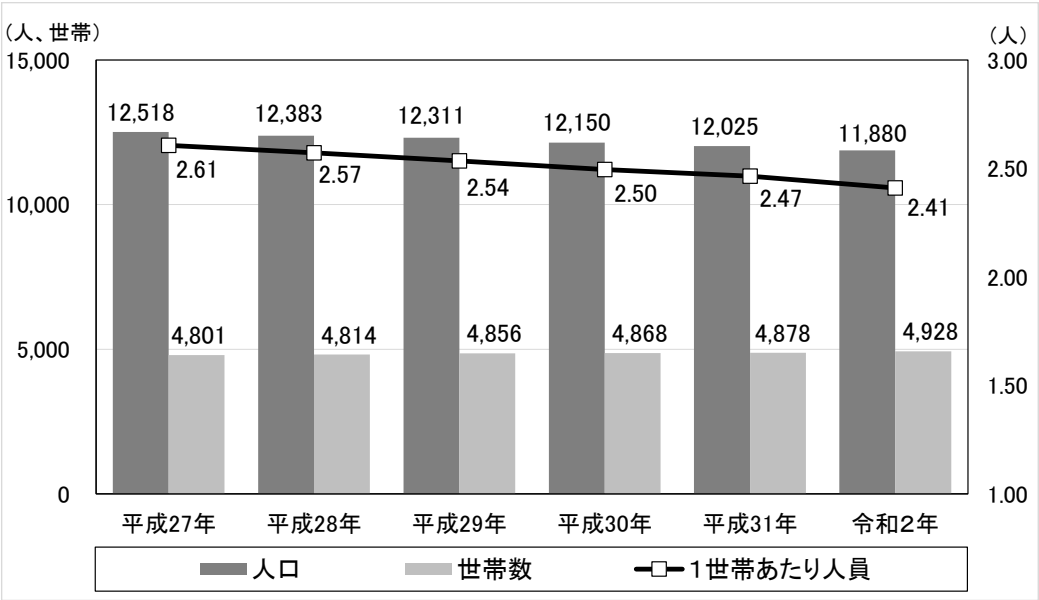

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者

① 身体障害者手帳所持者数

本町における身体障害者手帳所持者数は、600人台で推移しており、令和元年度末は614人となっています。総人口に占める割合は約５％です。

等級別では、１級が最も多く、１級及び２級の重度の割合は、おおむね50％で推移しています。

種類別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

項　目		平　成 26年度	平　成 27年度	平　成 28年度	平　成 29年度	平　成 30年度	令　和 元年度
等級別	1級	212	215	213	208	211	217
	2級	88	91	90	85	83	81
	3級	96	91	85	81	77	81
	4級	157	155	150	162	155	159
	5級	43	44	43	44	38	35
	6級	47	44	43	39	44	41
1級及び2級の重度の割合		46.7%	47.8%	48.6%	47.3%	48.4%	48.5%
種類別	視覚障がい	30	29	26	22	20	22
	聴覚・平衡機能障がい	94	92	88	89	96	91
	音声・言語等障がい	15	14	13	14	13	13
	肢体不自由	336	338	322	320	308	307
	内部障がい	168	167	175	174	171	181
合　計		643	640	624	619	608	614
人口に対する割合		5.14%	5.17%	5.07%	5.09%	5.06%	5.17%

資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

※「福祉保健課」の課名については、令和3年4月以降「民生児童課」へ変更となります。
以下、必要に応じて読み替えていただきますようお願いいたします。

※種類別は重複があるため、合算が合計値とは一致しません。

② 療育手帳所持者数

本町における療育手帳所持者数は、平成26～28年度の130人台が、平成29年度には109人と大きく減少しましたが、平成30年度には132人、令和元年度には143人と増加傾向にあります。総人口に占める割合は、平成29年度には0.90%に低下しましたが、平成30年度には1.10%、令和元年度には1.20%と上昇傾向にあります。

等級別では、Ｂ２が最も多く、Ａ１及びＡ２の重度の割合は、一旦上昇したものの、令和元年度は38.5%で、低下傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

項　目		平　成 26年度	平　成 27年度	平　成 28年度	平　成 29年度	平　成 30年度	令　和 元年度
等級別	A1	37	34	32	27	29	31
	A2	20	22	20	20	23	24
	B1	22	26	28	22	29	31
	B2	52	57	54	40	51	57
A1及びA2の重度の割合		43.5%	40.3%	38.8%	43.1%	39.4%	38.5%
合　計		131	139	134	109	132	143
人口に対する割合		1.05%	1.12%	1.09%	0.90%	1.10%	1.20%

資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向で推移しており、令和元年度には94人となっています。総人口に占める割合は、平成26年度は0.51%でしたが、令和元年度は0.79%となっています。

等級別では、２・３級が増加傾向にあり、重度である１級の手帳所持者数はおおむね横ばい傾向で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

項　目		平　成 26年度	平　成 27年度	平　成 28年度	平　成 29年度	平　成 30年度	令　和 元年度
等級別	1級	20	21	18	22	21	16
	2級	30	28	29	38	37	40
	3級	14	21	21	27	32	38
1級（重度）の割合		31.3%	30.0%	26.5%	25.3%	23.3%	17.0%
合　計		64	70	68	87	90	94
人口に対する割合		0.51%	0.57%	0.55%	0.72%	0.75%	0.79%

資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

(2) 自立支援医療費受給者

自立支援医療費受給者数は、令和元年度末で、更生医療が50人、育成医療が１人、精神通院医療が170人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移

（単位：人）

項　目	平　成 26年度	平　成 27年度	平　成 28年度	平　成 29年度	平　成 30年度	令　和 元年度
更生医療	34	35	43	45	43	50
育成医療	3	1	2	2	1	1
精神通院医療	133	141	142	157	158	170

資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

(3) 障がい支援区分認定者数

本町における障がい支援区分認定者数は、平成26年度以降よりほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度は108人となり、前年度より６人増加しています。

区分別では、支援の必要度が最も高い「区分６」がおおむね最も多く推移し、令和元年度には27人で、全体の25.0%を占めています。

■障がい支援区分認定者数の推移

（単位：人）

項　目	平　成 26年度	平　成 27年度	平　成 28年度	平　成 29年度	平　成 30年度	令　和 元年度
区分1	4	4	3	3	2	3
区分2	24	19	18	18	19	24
区分3	17	18	28	25	26	22
区分4	16	20	19	20	17	18
区分5	10	10	7	11	12	14
区分6	31	33	29	27	26	27
合　計	102	104	104	104	102	108

資料：上板町福祉保健課（各年度末現在）

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

① 障がい福祉サービス

町内の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下の通りです。

■障がい福祉サービス提供事業所の状況

（単位：箇所）

サービス名	事業所数
居宅介護	3
重度訪問介護	3
生活介護	3
自立訓練（生活訓練）	1
就労移行支援	2
就労継続支援A型	1
就労継続支援B型	2
就労定着支援	1
短期入所（福祉型・医療型）	2
共同生活援助	3
施設入所支援	1
計画相談支援	3
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	3
障害児相談支援	3
地域移行支援	2
地域定着支援	2

資料：上板町福祉保健課（令和2年4月1日現在）

② 地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下の通りです。

■地域生活支援事業提供事業所の状況

（単位：箇所）

区分	事業名	事業所数	備考
必須事業	理解促進研修・啓発事業		直接実施
	自発的活動支援事業	1	板野郡で共同実施
	相談支援事業	7	板野郡で共同実施
	意思疎通支援事業	1	板野郡で共同実施
	日常生活用具給付等事業		直接実施
	手話奉仕員養成研修	1	板野郡で共同実施
	移動支援事業	23	委託
	地域活動支援センター	2	一部板野郡で共同実施
任意事業	生活訓練等	1	板野郡で共同実施
	日中一時支援事業	19	委託
	障害者虐待防止対策支援	1	委託
	障がい支援区分認定等事務	1	板野郡で共同実施

資料：上板町福祉保健課（令和2年4月1日現在）

③ 相談支援

1）障がい児･者相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい児・者やその家族からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、現在町内の事業所では指定一般相談支援事業所が７か所、指定特定相談支援事業所が７か所、指定障がい児相談支援事業所の６か所が相談業務に携わっています。

2）障害者相談員

町長からの委嘱を受けた民間の協力者で、身体障がい者・知的障がい者または、その保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を行っています。

具体的には、障がい者の生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するため、公的機関、関係団体等とのパイプ役になり、障がい者のための社会参加に関する地域活動を行っています。

また、障がい者に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組みます。

3）民生委員･児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の人が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

4 アンケート調査結果からみる生活とニーズ

本町では、この計画を策定するにあたり、障がい者の生活状況や町障がい施策に対するニーズを把握するため、郵送配布・回収によるアンケート調査を実施しました。その結果から前期計画の施策分野に即した主な内容を記載します。また、前回調査とあるのは、平成26年８月実施のアンケート調査のことです。

対象者：身体障害者手帳所持者[身体]、療育手帳所持者[療育]、精神障害者保健福祉手帳所持者[精神]、障がい者手帳を所持しない難病患者等[手帳なし]
なお、調査結果の記載中、それぞれの障がい手帳所持者については[　]のように表記をしています。

配布数：810件　　有効回収数：388件　　有効回収率：47.9%

※各グラフの“N（number of case）”は、当該設問に回答すべき方（回答対象者）の人数を示しています。

(1) 対象者の基本的事項

○対象者の年齢について、全体では『65歳以上』の高齢層が60.1%を占め、“18歳未満”から“30～39歳”の『青年層』が13.9%、“40～49歳”から“60～64歳”までの『壮年層』が25.8%となっています。

○障がい者手帳種類別の年齢３区分別構成では、[身体]は『高齢層』が、[療育]と[手帳なし]は『青年層』が、[精神]は『壮年層』が、それぞれ最も高くなっています。

■障がい者手帳種類別年齢3区分構成

区分	回答者数	青年層	壮年層	高齢層
全体	388	13.9%	25.8%	60.1%
身体	286	5.9%	19.2%	74.5%
療育	60	45.0%	41.7%	13.3%
精神	93	18.3%	41.9%	38.7%
手帳なし	18	38.9%	33.3%	27.8%

○障がい者手帳の種類は、「身体障害者手帳」が73.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が24.0%、「療育手帳」が15.5%、「手帳は持っていない」が4.6%となっています。

○身体障害者手帳の等級は、「１級」が38.1%、「２級」と「３級」が同率の17.5%、「４級」が17.1%と続き、「１級」と「２級」を合わせた重度率は55.6%となっています。

○障がいの内容は、「肢体不自由」が47.9%で最も高く、「内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）」が34.6%と続きます。前回調査と比較して、「内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）」が6.6ポイント増加しています。

■身体障がいの内容

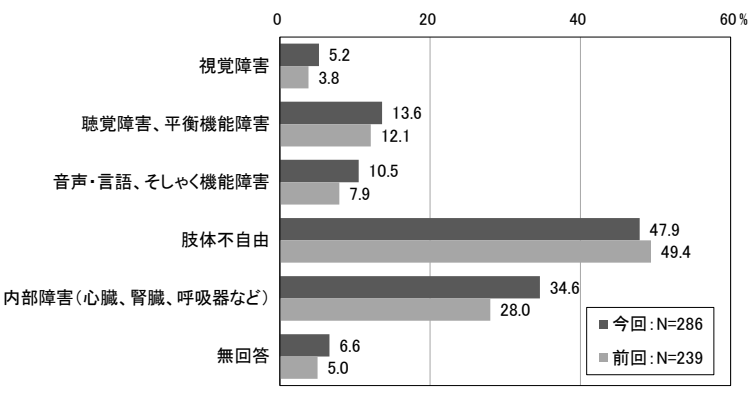

⇨生涯を通した健康づくりを進める中で、内部障がいの予防を進めることが求められます。

○療育手帳の等級は、「Ａ１」が40.0%で最も高く、「Ｂ２」が23.3%、「Ａ２」が21.7%、「Ｂ１」が13.3%で、「Ａ１」と「Ａ２」を合わせた重度率は61.7%となっています。

○精神障害者保健福祉手帳の等級は、無回答が50.5%と高く、回答があった中では「３級」が21.5%で最も高く、「２級」が19.4%、重度の「１級」が8.6%となっています。

○精神障害者保健福祉手帳の障がいの内容は、「その他」の39.8%、「統合失調症、妄想性障がい、非定型精神病」の38.7%が高くなっています。

○国指定の難病の認定を「受けている」は、全体では8.0%で、障がい者手帳種類別では、[身体]が10.1%で最も高く、[精神]が6.5%、[手帳なし]が5.6%、[療育]が5.0%となっています。

○発達障がいの診断・助言を受けたことが「ある」は、全体では9.8%で、障がい者手帳種類別では、[療育]が40.0%で最も高く、[精神]が17.2%、[身体]が3.5%、[手帳なし]が該当なしとなっています。
年齢別では、青年層が高くなっています。

○障がいの内容は、「自閉症スペクトラム」が44.7%で最も高く、「その他」が26.3%、「注意欠如／多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）」が15.8%、「学習障がい（ＬＤ）」が7.9%となっています。

■年齢別発達障がいの診断・助言の有無

（上段：人 下段：%）		問14　あなたは、これまでに医師などから発達障がいである（疑いを含む）と診断・助言を受けたことがありますか。			
		全体	ある	ない	無回答
全体		388 100.0	38 9.8	299 77.1	51 13.1
年齢	18歳未満	8 100.0	4 50.0	4 50.0	－ －
	18～29歳	21 100.0	12 57.1	8 38.1	1 4.8
	30～39歳	25 100.0	7 28.0	15 60.0	3 12.0
	40～49歳	37 100.0	6 16.2	29 78.4	2 5.4
	50～59歳	39 100.0	3 7.7	32 82.1	4 10.3
	60～64歳	24 100.0	2 8.3	18 75.0	4 16.7
	65～74歳	90 100.0	3 3.3	73 81.1	14 15.6
	75歳以上	143 100.0	1 0.7	120 83.9	22 15.4

⇨保護者等身近な人に対する気づきのポイントや、乳幼児健診の重要性（発達障がいの早期発見・早期対応への理解等）の啓発を進めることが求められます。

⇨保育・教育関係者、雇用関係者に対する発達障がいへの正しい理解と適切な対応に関する研修の充実、「保育所等訪問支援事業」など、支援体制の強化が求められます。

○高次脳機能障がいの診断・助言を受けたことが「ある」は、全体では3.1%で、障がい者手帳種類別では、[精神]が4.3%で最も高く、[身体]が3.8%、[療育]が1.7%、[手帳なし]が該当なしとなっています。
年齢別では、青年層は該当がなく、“50～59歳”が7.7%で最も高く、“65～74歳”が5.6%、“40～49歳”が5.4%、“60～64歳”が4.2%、“75歳以上”が0.7%となっています。

■年齢別高次脳機能障がいの診断・助言の有無

（上段：人 下段：%）		問15　あなたは、高次脳機能障がいであると診断・助言を受けたことがありますか。			
		全体	ある	ない	無回答
全体		388 100.0	12 3.1	334 86.1	42 10.8
年齢	18歳未満	8 100.0	－ －	8 100.0	－ －
	18～29歳	21 100.0	－ －	20 95.2	1 4.8
	30～39歳	25 100.0	－ －	23 92.0	2 8.0
	40～49歳	37 100.0	2 5.4	34 91.9	1 2.7
	50～59歳	39 100.0	3 7.7	32 82.1	4 10.3
	60～64歳	24 100.0	1 4.2	18 75.0	5 20.8
	65～74歳	90 100.0	5 5.6	74 82.2	11 12.2
	75歳以上	143 100.0	1 0.7	125 87.4	17 11.9

（2）理解と交流に関連して

○最近１か月に参加した活動は、全体では無回答を除くと、「友人や仲間との交流」が25.5%で最も高く、「その他」が23.2%、「趣味などの文化・芸術活動」が6.7%、「スポーツ・レクリエーション活動」が5.9%と続きます。

○前回調査と比較して、無回答が大きく減少し、「その他」が大きく増加しています。また、トップの「友人や仲間との交流」が4.7ポイント増加し、「障がい者団体の活動」も2.2ポイントとわずかながら増加しています。

○今後したい社会参加は、全体では無回答を除くと、「友人や仲間との交流」が28.4%で最も高く、「趣味などの文化・芸術活動」が17.3%、「その他」が15.2%、「スポーツ・レクリエーション活動」が13.1%と続きます。

○前回調査と比較して、無回答が大きく減少し、「友人や仲間との交流」及び「その他」が10ポイント以上と大きく増加しています。

○最近参加した活動と比較して、5ポイント以上増加した活動は、「趣味などの文化・芸術活動」「スポーツ・レクリエーション活動」「講座や講演会などへの参加」となっています。さらに、「ボランティア活動」は割合が低いものの、最近の参加率3.9%より2.3ポイントとわずかながら増加しています。

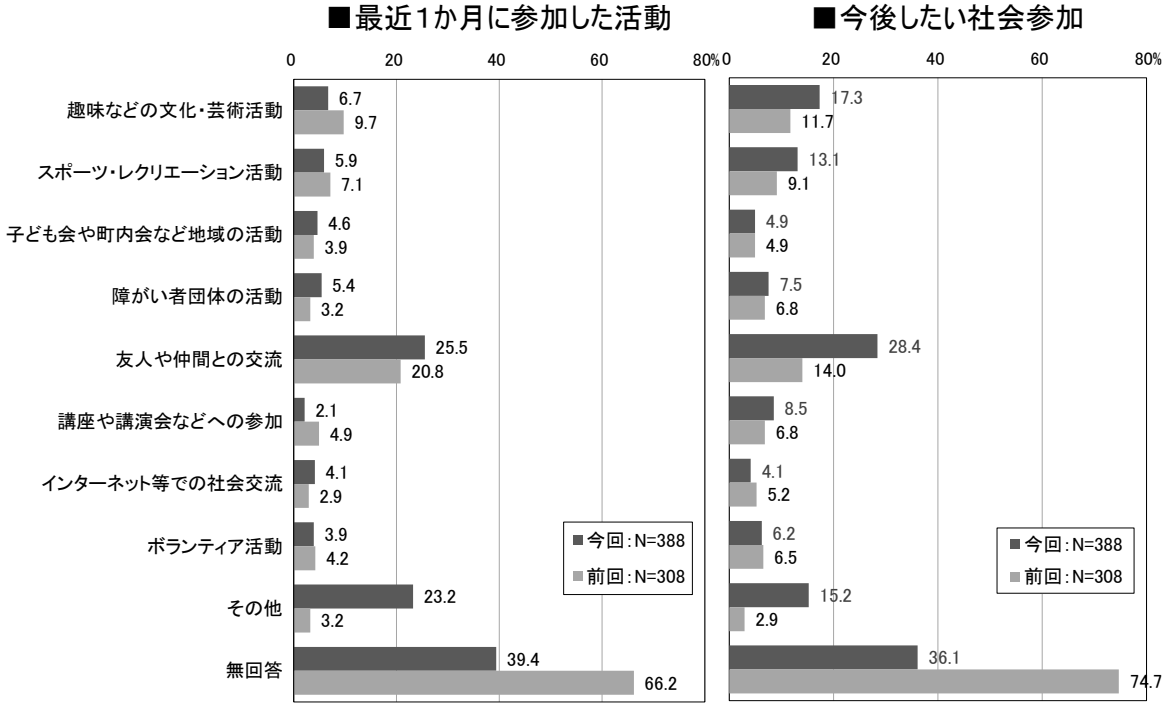

○地域活動に参加する場合、問題となることについて、全体では「健康や体力に自信がない」が34.5%で最も高く、「移動が大変」が26.5%、「参加したくなるようなものがない」が25.8%、「気軽に参加できる活動が少ない」が21.9%、「どのような活動が行われているか知らない」が19.3%と続きます。

○前回調査と比較して、「健康や体力に自信がない」が4.8ポイント減少し、一方、「参加したくなるようなものがない」が17.9ポイントと大きく増加しています。

○障がい者手帳種類別で最も問題となることは、[身体]は「健康や体力に自信がない」、[療育]は「移動が大変」をはじめ同率で「気軽に参加できる活動が少ない」「参加したくなるようなものがない」「どのような活動が行われているか知らない」、[精神]は「移動が大変」、「手帳なし」は「参加したくなるようなものがない」となっています。

■地域活動に参加する場合、問題となること

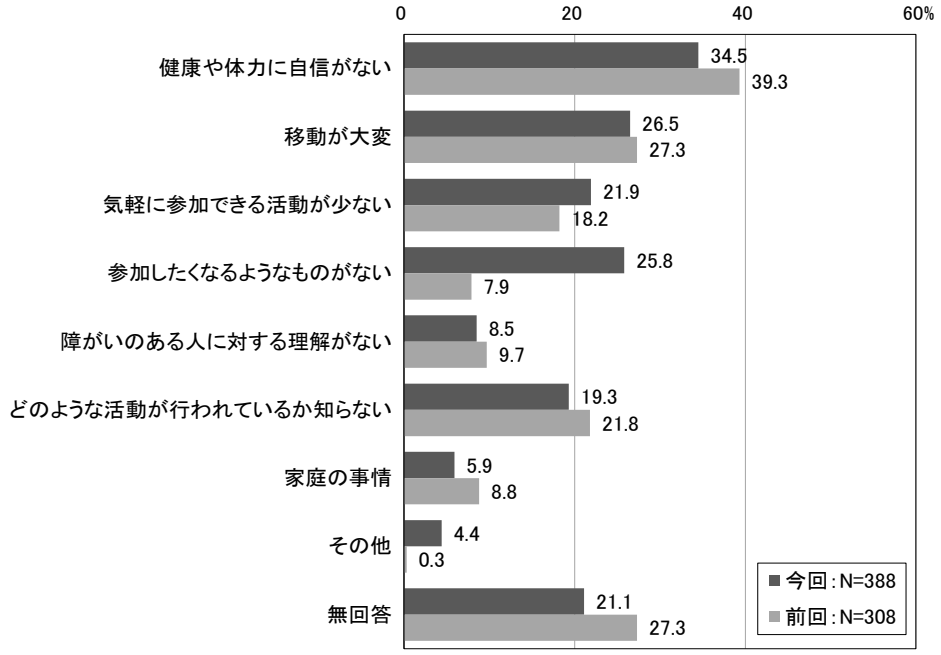

⇨身近な地域で、友人や仲間と一緒に過ごせる場、趣味などの文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動など、多様なニーズに対応した機会の充実が求められます。

⇨障がい者をはじめボランティア等住民参画による活動内容についての企画検討や、身近な地域での交流イベントの開催、媒体を含め活動内容の情報提供の充実が求められます。

(3) 教育・文化に関連して

○18歳以下の障がい児の回答数は８人で、通所・通学先は「小・中学校（特別支援学級）」が37.5%、「幼稚園」と「特別支援学校（小・中・高等部等）」がそれぞれ25.0%となっています。

○通所・通学していて感じていることは、「今の保育所や学校に満足している」と「特にない」が37.5%で最も高く、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」と「進路指導が不十分である（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」「その他」が、それぞれ12.5%となっています。

⇨就学・進路相談・指導にあたっては、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連続性のある支援を行うため、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労等多様な分野の関係部署や関係機関等との連携強化が求められます。

（4）雇用・就労支援に関連して

○日中の過ごし方は、全体では「自宅にいて、家事をしている」が25.5%で最も高く、「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て、仕事をしている」が19.6%、「その他」が11.9%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が11.6%と続きます。

○前回調査と比較して、無回答が大きく減少し、「その他」をはじめ「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て、仕事をしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」など増加している過ごし方が多くなっています。

○障がい者手帳種類別で最も高い過ごし方は、[身体]と[精神]は「自宅にいて、家事をしている」、[療育]は「福祉施設、作業所等に通っている」、[手帳なし]は「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て、仕事をしている」となっています。

■日中の過ごし方

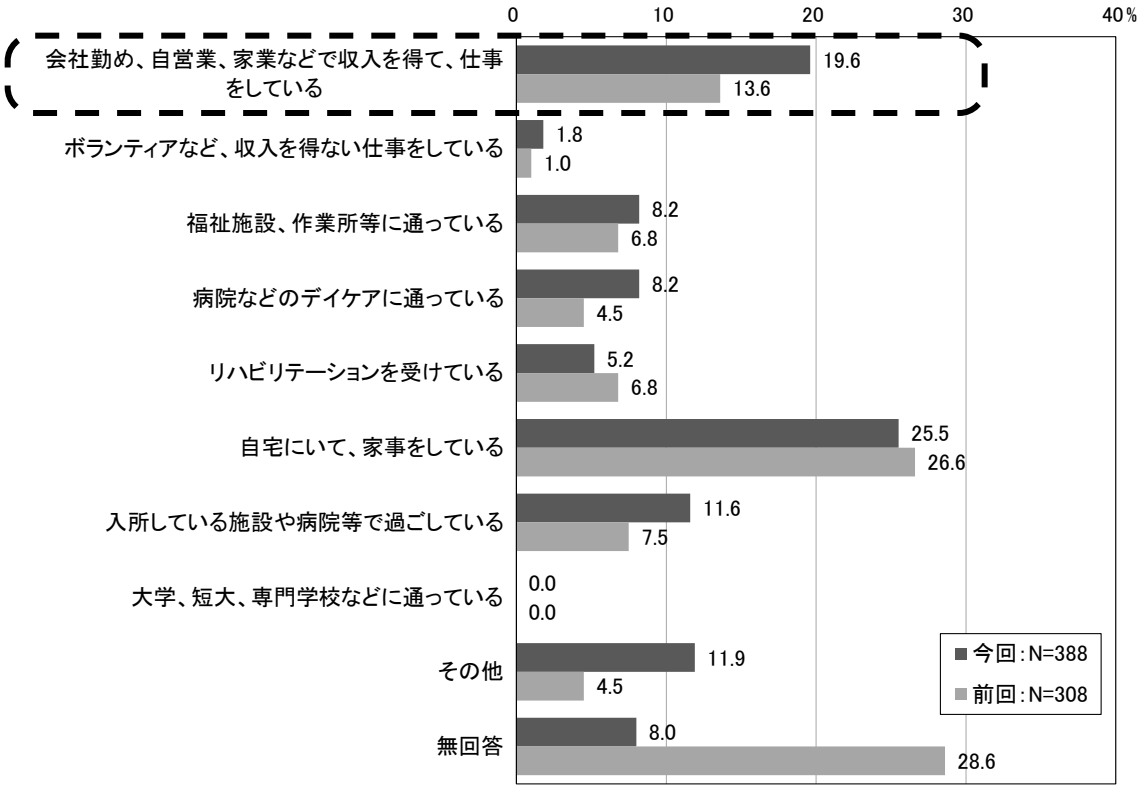

○「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て、仕事をしている」人の勤務形態は、全体では「パート、アルバイト等の非常勤社員（職員）、派遣社員（職員）」が32.9%で最も高く、「正社員（正職員）で、他の社員（職員）と勤務条件等に違いはない」及び「自営業、農林水産業など」が同率の25.0%、「正社員（正職員）で、短時間勤務などの障がい者配慮がある」が11.8%となっています。

○前回調査と比較して、「正社員（正職員）で、短時間勤務などの障がい者配慮がある」が7.0ポイント、「パート、アルバイト等の非常勤社員（職員）、派遣社員（職員）」が4.3ポイント、それぞれ増加しています。一方、「自営業、農林水産業など」が8.3ポイント、「正社員（正職員）で、他の社員（職員）と勤務条件等に違いはない」が6.0ポイント、それぞれ減少しています。

■仕事をしている人の勤務形態

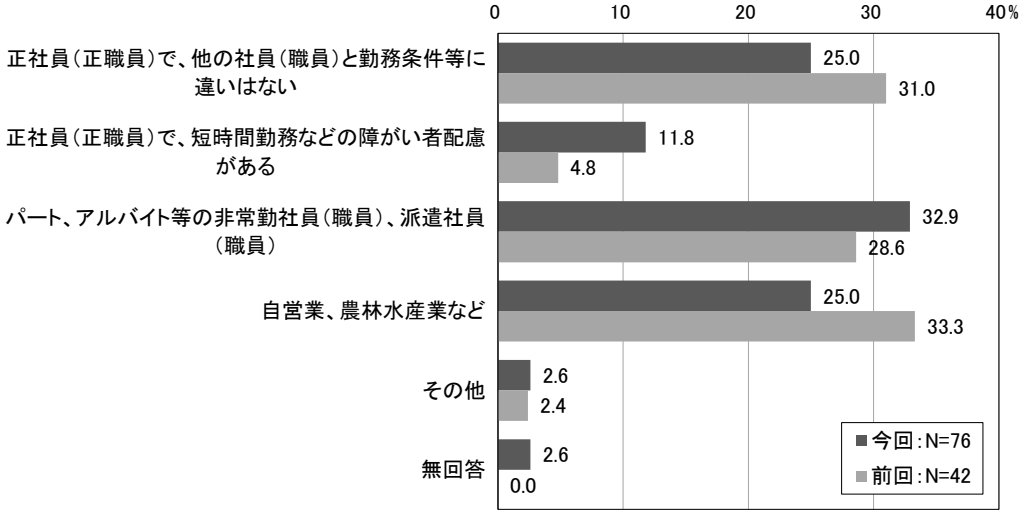

○現在就労していない18歳以上の人の就労意向について、全体では無回答が52.0%と高く、「仕事をしたい」が17.1%、「仕事はしたくない」が30.9%となっています。
○障がい者手帳種類別の「仕事をしたい」は、[手帳なし]が37.5%で最も高く、[療育]が29.5%、[精神]が27.8%、[身体]が10.9%となっています。
○年齢別の「仕事をしたい」は、“30～39歳”と“40～49歳”がそれぞれ50.0%で最も高く、“18～29歳”が30.8%、“50～59歳”26.1%と続き、年齢が上がるにしたがい低くなり、“75歳以上”は5.8%となっています。

○就労支援として必要なことについて、全体では「障がいに合った仕事であること」が45.9%で最も高く、「障がいに合った勤務条件であること」が41.2%、「障がいに対する周囲の理解があること」が37.9%、「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」が36.3%、「賃金が妥当であること」が33.0%と続きます。
○前回調査と比較して、無回答が大きく減少し、上述の上位５項目はそれぞれ大きく増加しています。

■就労支援として必要なこと

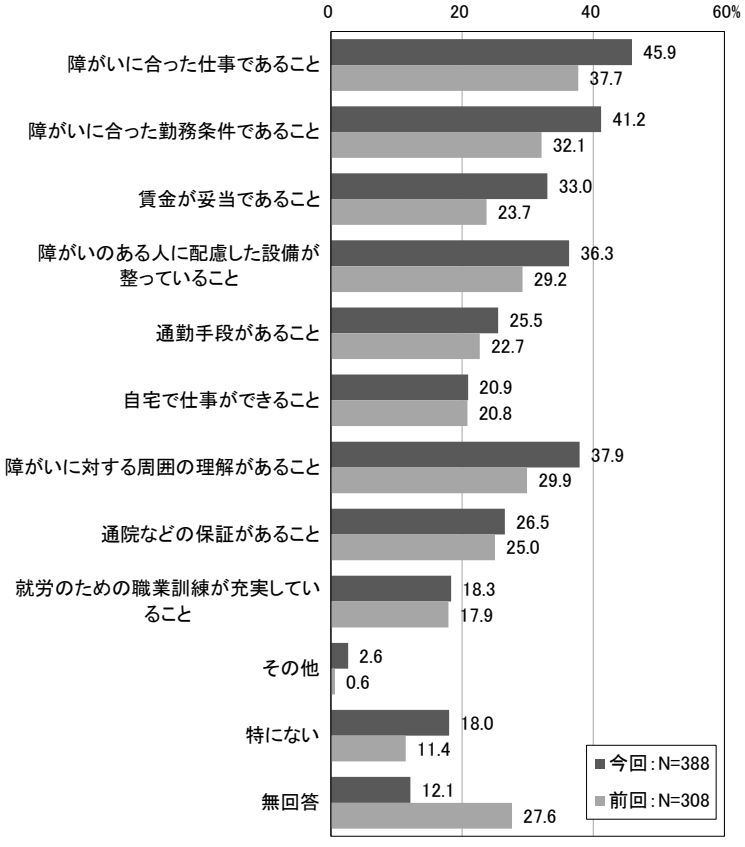

○障がい児が将来、就労するにあたって望むことは、「障がいの特性に応じた作業所などの充実」が37.5%で最も高く、「職業訓練機関の整備」と「入所施設の充実」がそれぞれ25.0%と続きます。

⇨企業や商店等に対する障がいや障がい者に関する正しい知識と適切な対応、合理的配慮について、徳島県や関係機関と一体となって啓発を進めることが求められます。

⇨障がいがあっても働くことができるように、学校とハローワーク等労働関係機関と連携した就労相談・支援の強化が求められます。

(5) 保健・医療に関連して

○通院率は、全体では「入院中」や「通院していない」と無回答を除くと74.5%で、「月１回程度」が26.5%で最も高く、「月２回程度」が15.7%、「２～３か月に１回程度」が15.5%と続きます。

○前回調査と比較して、通院率は前回調査の75.9%よりわずかに減少し、「週２回以上」が大きく減少する一方で、「月１回程度」や「２～３か月に１回程度」が増加しています。

■通院の頻度

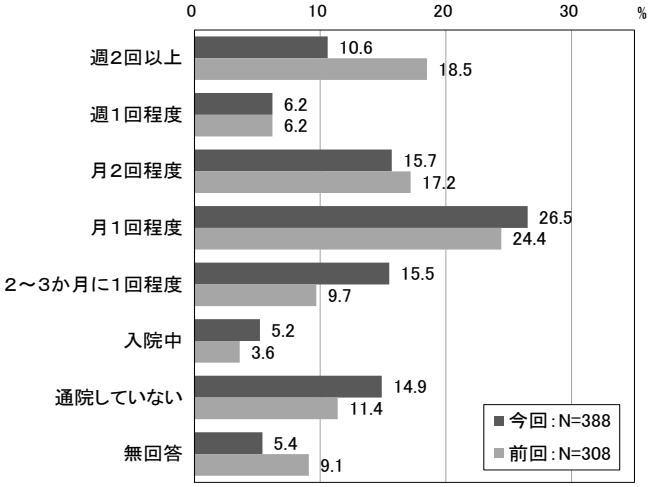

○障がい者手帳種類別の通院率は、[精神]の76.3%や[身体]の75.9%が高く、[療育]が66.7%、[手帳なし]が55.6%となっています。通院している中では、[療育]は「２～３か月に１回程度」が、[療育]以外は「月１回程度」が、それぞれ最も高くなっています。

○通院していて困っていることについて、全体では「特に困ってはいない」が47.4%で最も高く、無回答と合わせて除くと、困っていることあり率は32.5%となっています。その中では、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が10.6%、「医療費交通費の負担が大きい」が9.5%、「ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる医療機関が身近にない」が7.7%と続きます。

○障がい者手帳種類別の困っていることあり率は、[精神]が35.5%で最も高く、[身体]が34.6%、[療育]が25.0%、[手帳なし]が5.6%となっています。最も困っている内容は、[身体]が「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」、[療育]が「ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる医療機関が身近にない」、[精神]が「医療費交通費の負担が大きい」、[手帳なし]が「その他」となっています。

(6) 地域生活支援に関連して

○日常生活動作で何らかの介助が必要な人は、全体では61.3%となっています。

○障がい者手帳種類別に『介助が必要』が50%以上のことについてみると、以下のようになっています。

[身体]では、最も高い【外出（買い物・通院等）】が49.0%で、50%以上なし。何らかの『介助が必要』な率は60.5%

[療育]では、【薬の管理】81.7%、【お金の管理】80.0%、【洗濯・炊事などの家事】75.0%、【外出（買い物・通院等）】66.6%、【家族以外の人との意思疎通】65.0%、【入浴】56.7%。何らかの『介助が必要』な率は86.7%

[精神]では、【洗濯・炊事などの家事】53.8%、【お金の管理】51.6%。何らかの『介助が必要』な率は67.7%

[手帳なし]では、最も高い【洗濯・炊事などの家事】など5つのことが16.7%で、50%以上なし。何らかの『介助が必要』な率は22.2%

○主な介助者は、全体では「ホームヘルパーや施設・病院の職員」が43.3%で最も高く、「配偶者（妻または夫）」が31.1%、「子（子の配偶者・孫を含む）」が26.9%と続きます。

○前回調査と比較して、「ホームヘルパーや施設・病院の職員」が11.2ポイント増加し、「配偶者（妻または夫）」が10.1ポイント減少しています。

○障がい者手帳種類別で最も高い介助者は、[身体]が「配偶者（妻または夫）」、[療育]と[精神]が「ホームヘルパーや施設・病院の職員」、[手帳なし]が「父母・祖父母・兄弟姉妹」となっています。ただし、[身体]は「ホームヘルパーや施設・病院の職員」や「子（子の配偶者・孫を含む）」と大きな違いなく分散しています。

■主な介助者

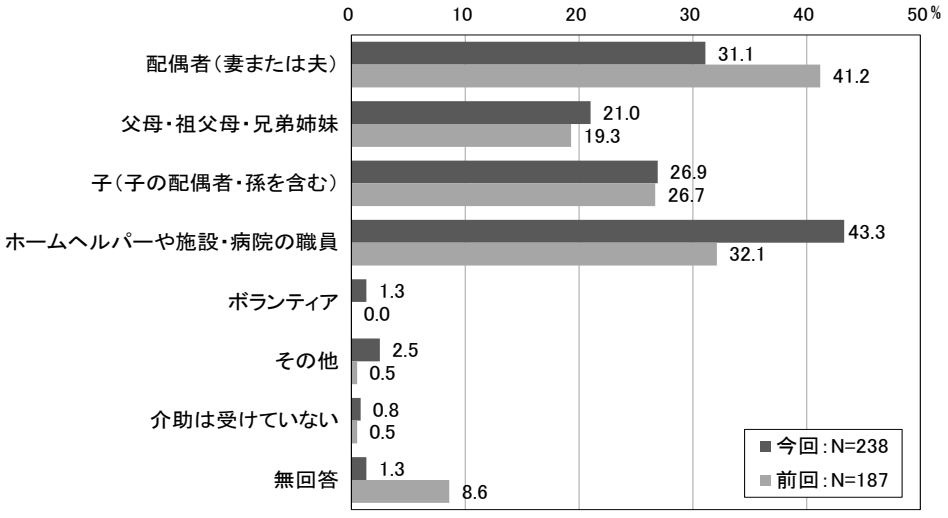

○家族・親族の介助者の年齢は、全体では「65～74歳」が30.7%で最も高く、「50～59歳」21.5%、「75歳以上」17.8%と続き、65歳以上の『高齢層』が合わせて48.5%とおよそ半数を占めます。前回調査と比較して『高齢層』が23.0ポイント増加し、『壮年層』が20.1ポイント減少しています。

○障がい者手帳種類別で最も割合が高い年齢は、[身体]と[精神]が「65～74歳」、[療育]が「50～59歳」、[手帳なし]が「40～49歳」となっています。

○障がい者の年齢別では、“49歳まで”は本人の年齢が上がるにしたがい、介助者の年齢も上がり、“50歳以上”は本人の年齢層と同じ年齢層が、それぞれ最も高くなっています。また、“高齢層”が『高齢層』を介助する老々介助は63.1%となっています。

○主な介助者の健康状態について、全体では「ふつう」が54.0%、「よい」と「よくない」が同率の22.1%となっています。

○前回調査と比較して、「ふつう」が7.2ポイント増加し、「よい」と「よくない」は大きな違いがありません。

○障がい者の年齢別では、“18歳未満”は「よい」が、それ以外の年齢層は「ふつう」が最も高くなっています。また、「よくない」は、“30歳以上”でみられ、“40～49歳”と“50～59歳”が同率の33.3%で最も高くなっています。

■主な介助者の健康状態

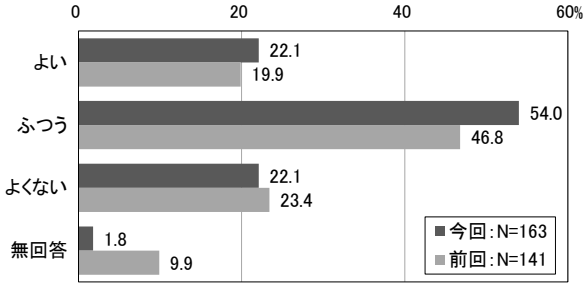

■障がい者の年齢別主な介助者の健康状態

上段:人 下段:%		問6③ 健康状態 全体	よい	ふつう	よくない	無回答
全体		163 100.0	36 22.1	88 54.0	36 22.1	3 1.8
年齢	18歳未満	7 100.0	5 71.4	2 28.6	－ －	－ －
	18～29歳	11 100.0	4 36.4	7 63.6	－ －	－ －
	30～39歳	14 100.0	1 7.1	9 64.3	4 28.6	－ －
	40～49歳	12 100.0	1 8.3	7 58.3	4 33.3	－ －
	50～59歳	9 100.0	2 22.2	4 44.4	3 33.3	－ －
	60～64歳	7 100.0	2 28.6	3 42.9	2 28.6	－ －
	65～74歳	30 100.0	2 6.7	18 60.0	9 30.0	1 3.3
	75歳以上	73 100.0	19 26.0	38 52.1	14 19.2	2 2.7

⇨障がい者の高齢化とともに、主な介助者の高齢化が進み、また、介助者の健康状態がよくないダブルケアの状態にある人もみられ、介助者に対する相談・支援の充実が求められます。

○障がい福祉サービスの利用状況は、全体ではどのサービスも「利用していない」が最も高くなっています。「利用している」中では、【相談支援】が13.9%で最も高く、【生活介護】11.9%、【施設入所支援】が9.8%と続きます。

○障がい者手帳種類別では、[療育]で利用率の高いサービスが多く、【相談支援】が45.0%、【生活介護】が33.3%、【施設入所支援】が25.0%、【就労継続支援（A型・B型）】が16.7%などとなっています。[身体]は【生活介護】の9.4%が、[精神]は【相談支援】の18.3%が、[手帳なし]は【児童発達支援】の27.6%が、それぞれ最も高くなっています。

○障がい福祉サービスの利用意向について、全体ではどのサービスも「利用しない」が最も高く、「利用したい」中では、【相談支援】が31.2%で最も高く、【生活介護】が27.3%、【居宅介護（ホームヘルプ）】が26.8%、【施設入所支援】が22.2%と続きます。また、前回調査と比較して増加が大きいサービスは【同行援護】の19.8%で、12.3ポイント増となっています。

○障がい者手帳種類別では、[療育]で利用意向率の高いサービスが多く、【相談支援】が50.0%、【生活介護】が33.3%、【施設入所支援】が28.3%、【就労継続支援（A型・B型）】が25.0%などとなっています。[身体]は【居宅介護（ホームヘルプ）】の30.4%が、[精神]は【相談支援】の33.3%が、[手帳なし]は【相談支援】をはじめ、【児童発達支援】【放課後等デイサービス】が同率の22.2%で、それぞれ最も高くなっています。

○地域で生活するために必要な支援について、全体では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が同率の53.4%で最も高く、「経済的な負担の軽減」が46.1%と続きます。

○前回調査と比較して、無回答が減少し、すべての項目で増加していますが、特に上述の上位３項目で大きく増加しています。

○障がい者手帳種類別で最も割合が高い必要な支援は、[身体]と[手帳なし]が「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、[療育]が「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、[精神]が「経済的な負担の軽減」となっています。

■地域で生活するために必要な支援

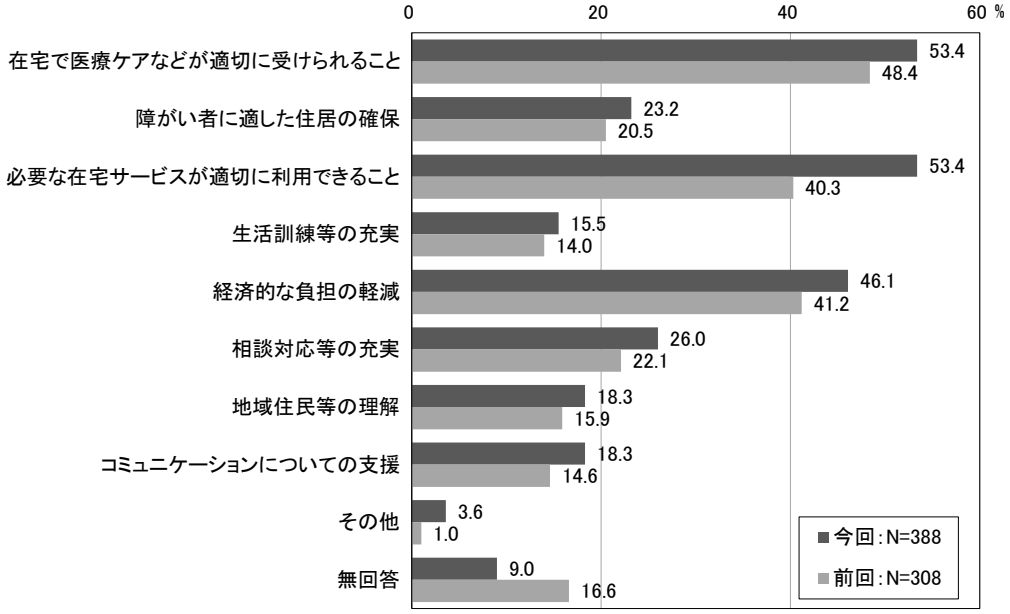

⇨前回調査に比較してニーズの高い障がい福祉サービスが多く、利用したい時に利用できる提供体制の充実、人材確保が求められます。

○情報の入手先について、全体では「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が26.8%で最も高く、「町の広報紙」が24.7%、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が22.2%、「病院」が21.4%、「家族・親戚」が20.1%と僅差で続きます。

○前回調査と比較して、上位５項目の中で、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」や「町の広報紙」「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」は５ポイント以上増加し、「病院」や「家族・親戚」は減少しています。また、前回調査では３位に挙げられた「役場・保健所等」は18.8%で、前回調査より5.2ポイント減少し、一方、「インターネット」が10.8%で、前回調査の5.8%より5.0ポイント増加しています。

○必要な情報を十分に得ていると感じているかどうかについて、全体では「あまり十分とはいえない」が39.2%で最も高く、「十分得られている」は17.8%となっています。

○前回調査と比較して、「あまり十分とはいえない」が8.7ポイント、「十分得られている」が3.2ポイント、「わからない」が3.1ポイント、それぞれ増加し、一方、「不十分である」が11.1%で、前回調査の15.6%より4.5ポイント減少しています。

■必要な情報を十分に得ていると感じているかどうか

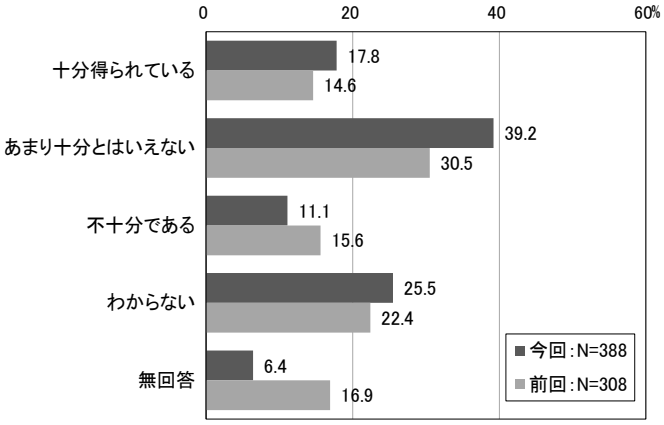

○障がい者手帳種類別で最も高く感じていることは、[療育]以外は「あまり十分とはいえない」、[療育]は「わからない」となっています。また、「十分得られている」は、[手帳なし]が33.3%で最も高くなっています。

⇨**障がいの種類や程度、ニーズに対応した、きめ細かな情報提供が求められます。**

(7) 生活環境支援に関連して

○１週間に外出する頻度について、全体では「ほぼ毎日外出する」が30.9%、「1週間に数回外出する」が30.4%と同程度で高く、一方、「めったに外出しない」と「まったく外出しない」を合わせた『外出しない』は22.7%で、前回調査の19.1%より3.6ポイント増加し、新型コロナウイルスの流行による外出控えの影響もあると思われます。

■１週間に外出する頻度

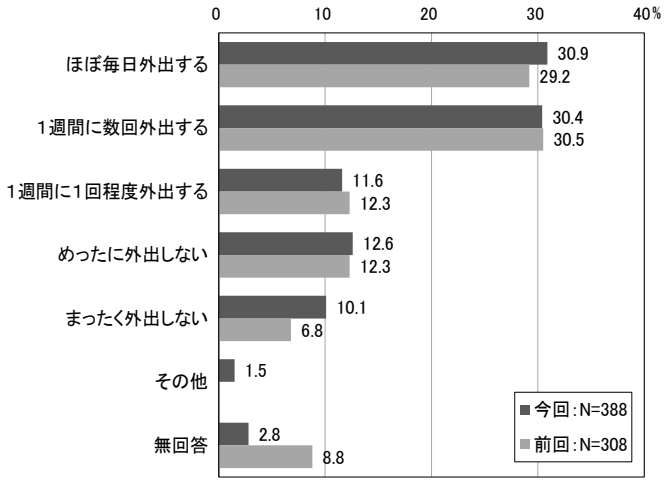

○障がい者手帳種類別で割合が最も高い頻度は、[身体]と[精神]が「1週間に数回外出する」、[療育]と[手帳なし]が「ほぼ毎日外出する」となっています。一方、『外出しない』は、[療育]が31.7%で最も高く、[身体]が24.5%、[精神]が21.5%、[手帳なし]は該当なしとなっています。

○外出目的について、全体では「医療機関への受診」の59.8%、「買い物に行く」の59.0%が高く、前回調査と比較して「買い物に行く」が7.4ポイントと大きく増加しています。

○障がい者手帳種類別で割合が最も高い外出目的は、[身体]が「医療機関への受診」、[身体]以外が「買い物に行く」となっています。

○外出する時に困ることについて、全体では困ることあり率は、「特にない」と無回答を除くと50.8%となっています。その中では、「利用できる公共交通機関が少ない」が25.8%で最も高く、「車を駐車するところが少ない」と「発作など突然の身体の変化が心配」が同率の10.6%、「駅や道路に階段や段差が多い」が9.8%と続きます。

○前回調査と比較して、困ることあり率は前回調査の54.8%から4.0ポイント減少しています。内容では、「その他」が3.8ポイント、「利用できる公共交通機関が少ない」が2.4ポイント増加する一方で、「外出先の建物の整備が不便」が7.6ポイント、「駅や道路に階段や段差が多い」が4.2ポイント、「列車やバスの乗り降りが困難」が3.9ポイントなど減少しています。

○障がい者手帳種類別の困ることあり率は、[身体]が54.5%、[精神]が53.8%、[療育]が46.7%、[手帳なし]が27.8%となっています。内容では、どの障がいも「利用できる公共交通機関が少ない」が最も高く、これ以外では、「発作など突然の身体の変化が心配」が[療育]16.7%、[精神]18.3%で、それぞれ高くなっています。

■外出する時に困ること

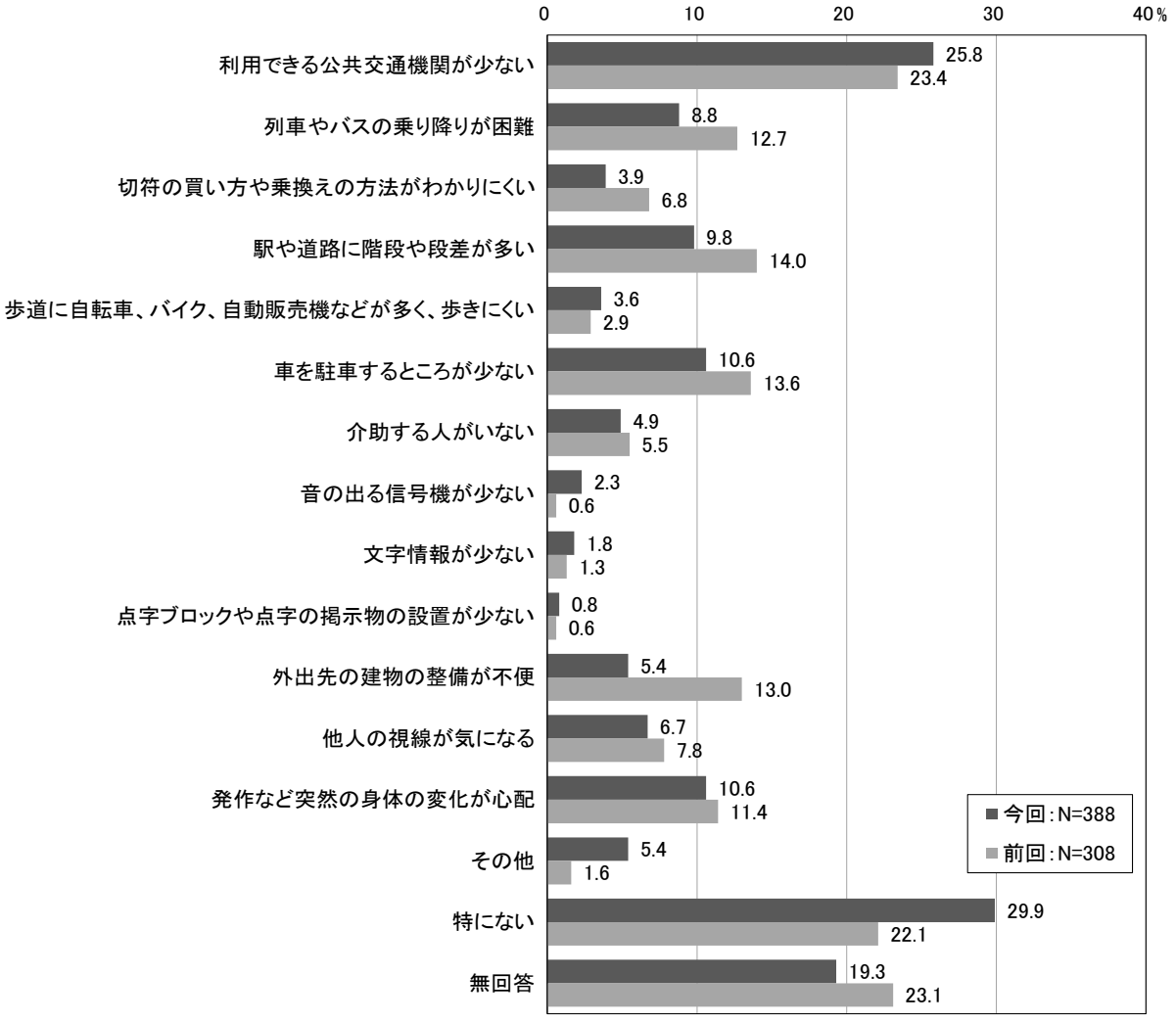

⇨高齢化の進行の中で、運転免許を返納する人の増加も予測され、移動支援は町のみならず周辺市町村共通の課題であり、圏域での交通利便性の向上についての検討が求められます。

○災害時の一人での避難について、全体では「できない」が42.3%、「できる」が31.2%、「わからない」が19.1%で、前回調査と比較して、それぞれ同程度となっています。
○障がい者手帳種類別では、[手帳なし]以外は、「できない」が最も高く、[療育]が56.7%、[身体]が44.8%、[精神]が35.5%となっています。[手帳なし]は、「できる」が72.2%と高くなっています。

○家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所での援助者の有無について、全体では「いない」が32.7%、「わからない」が29.9%、「いる」が25.8%で、前回調査と比較して、「いる」は8.3ポイント減少、「わからない」は4.6ポイント増加、「いない」は大きな違いなしとなっています。
○障がい者手帳種類別では、[手帳なし]以外は「いない」が最も高く、[療育]が43.3%、[精神]が37.6%、[身体]が31.5%となっています。[手帳なし]は「わからない」が55.6%と高くなっていますが、「いる」が44.4%で、他の障がいと比較して最も高くなっています。

■災害時の一人での避難

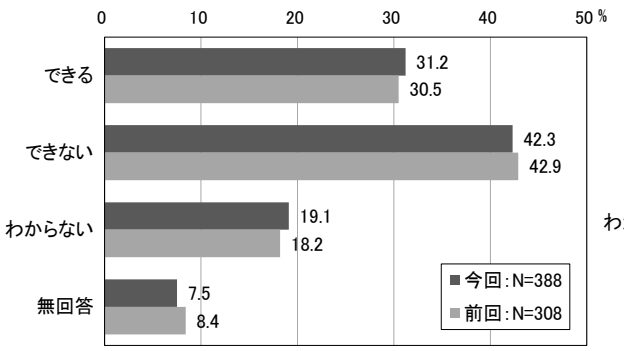

■近所での援助者の有無

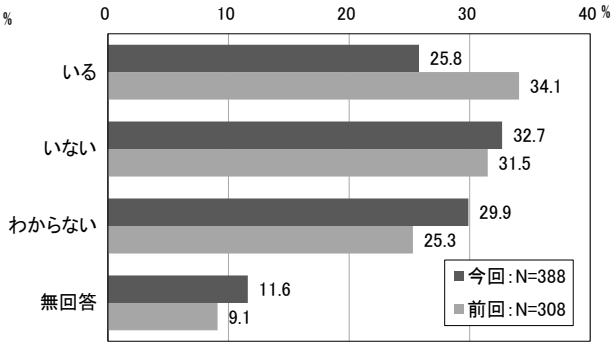

○災害時に困ることについて、全体では、「特に困ることはない」と無回答を除くと困ることあり率は74.2%で、その中では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.2%で最も高く、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が30.4%、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が26.8%、「福祉避難所（一般の避難所とは別に設置される、障がいのある人などが避難できる場所）が利用できるかどうかわからない」が21.6%と続きます。
○前回調査と比較して、「その他」が4.4ポイント、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が2.2ポイントとわずかながら増加した一方で、避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が4.7ポイント、「福祉避難所（一般の避難所とは別に設置される、障がいのある人などが避難できる場所）が利用できるかどうかわからない」が6.6ポイント、それぞれ減少しています。これら以外は大きな違いはありません。

⇨最寄りの災害時の避難場所についての周知とともに、平常時での避難訓練への参加促進や、家庭での日常的な備えや家族での対応策の検討などを促進することも求められます。
⇨災害時に近所同士で助けあえるように、日頃からの近所づきあいなどつながりの重要性や援護が必要であることを知らせておくことの重要性について周知することが求められます。

■災害時に困ること

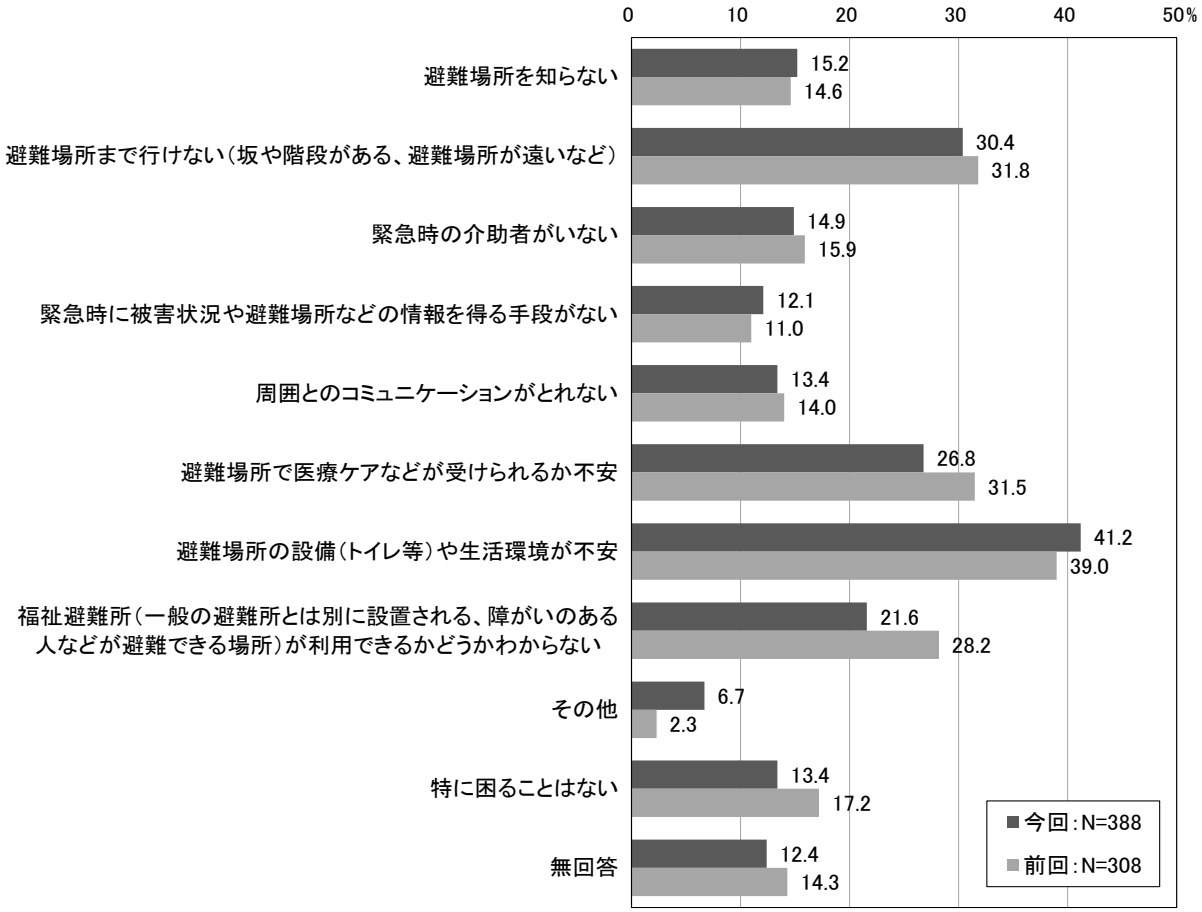

（8）差別の解消、権利擁護に関連して

○人権を侵害されたと感じたことについて、全体では「ある」が10.8%、「少しある」が17.3%で、合わせて『ある』が28.1%となっています。一方、「ない」は56.7%となっています。

○前回調査と比較して、『ある』が5.0ポイント減少し、「ない」が8.0ポイント増加しています。

○障がい者手帳種類別の『ある』は、[精神]が37.6%、[療育]が36.7%、[身体]が23.1%、[手帳なし]が11.1%となっています。

■人権を侵害されたと感じたこと

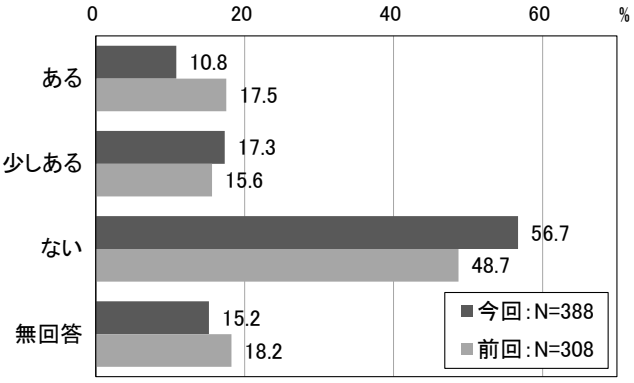

○人権を侵害されたと感じたことが『ある』人の感じた状況について。全体では「住んでいる地域」が32.1%で最も高く、「学校・仕事場」が27.5%、「外出先」が26.6%、「仕事を探す時」が19.3%と続きます。
○前回調査と比較して、「外出先」や「住んでいる地域」「病院などの医療機関」が減少し、一方、「学校・仕事場」や「仕事を探す時」「その他」が増加しています。
○障がい者手帳種類別で最も割合が高い状況は、回答数の少ない[手帳なし]を除くと、[身体]が「住んでいる地域」、[療育]が「外出先」、[精神]が「学校・仕事場」となっています。

■人権を侵害されたと感じた状況

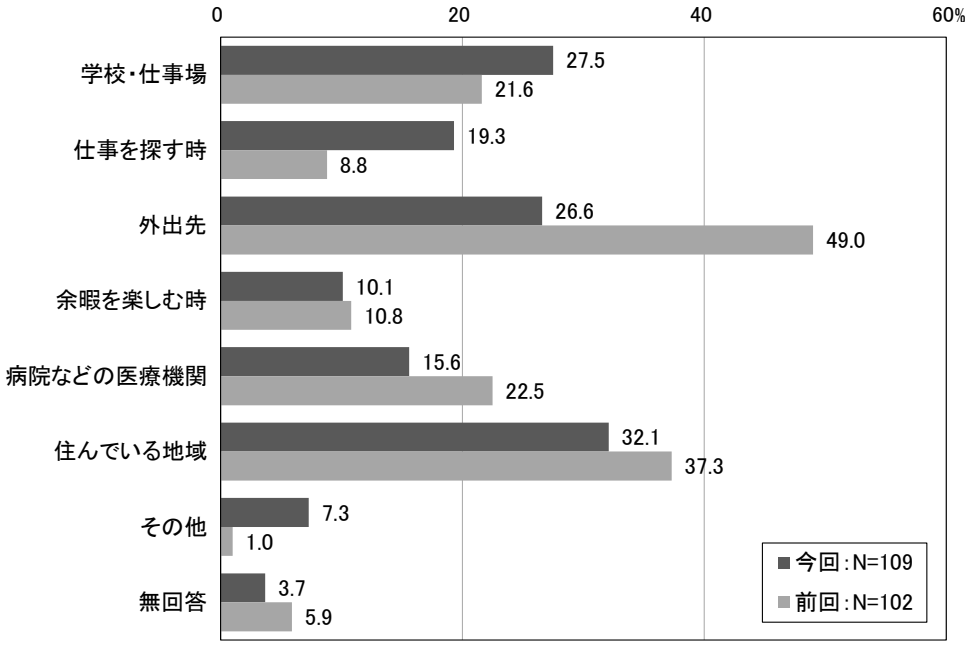

⇨障がい者手帳の種類や程度によっても、差別や偏見を感じる度合いが異なることから、住民が障がいや障がい者についての正しい知識や理解を深められるように、啓発の強化が求められます。

⇨単なる知識としての学習・啓発にとどまらず、身近な地域で近所づきあいや交流、通園・通学、保育・教育などを通して、理解していくことが求められます。

○成年後見制度の認知状況について、全体では「名前も内容も知らない」が34.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.7%、「名前も内容も知っている」が23.7%で、前回調査と比較して、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が9.3ポイント増加、「名前も内容も知っている」が4.2ポイント増加しています。「名前も内容も知らない」はほぼ同率となっています。

■成年後見制度の認知状況

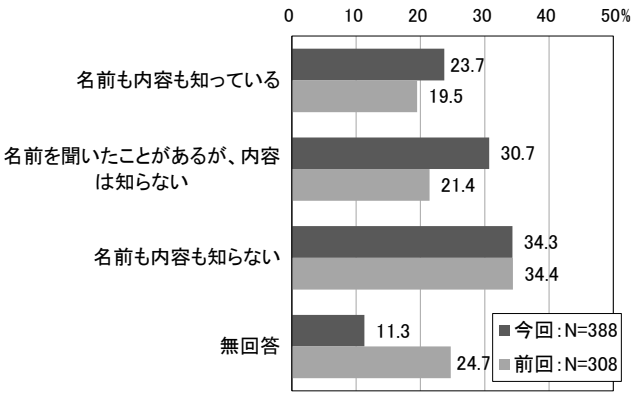

○成年後見制度の利用状況について、全体では「利用している」が4.1%、「利用していない」が84.8%となっています。

○障がい者手帳種類別では、「利用している」は、[療育]が11.7%、[精神]が10.8%、[身体]が1.7%、[手帳なし]が該当なしとなっています。

■成年後見制度の利用状況

（上段：人 下段：%）		問40　成年後見制度を利用していますか。			
		全体	利用している	利用していない	無回答
全体		388 100.0	16 4.1	329 84.8	43 11.1
手帳の種類 障がい者	身体障害者手帳	286 100.0	5 1.7	243 85.0	38 13.3
	療育手帳	60 100.0	7 11.7	45 75.0	8 13.3
	精神障害者保健福祉手帳	93 100.0	10 10.8	75 80.6	8 8.6
	手帳は持っていない	18 100.0	－ －	17 94.4	1 5.6

○成年後見制度を「利用していない」人の今後の利用意向について、全体では「わからない」が60.2%で最も高く、「利用したくない」が29.8%、「利用したい」が8.5%となっています。

○障がい者手帳種類別の「利用したい」は、[療育]が15.6%で最も高く、[精神]が12.0%、[手帳なし]が11.8%、[身体]が6.6%となっています。

■成年後見制度を利用していない人の今後の利用意向

（上段：人 下段：%）		問41　成年後見制度を利用したいと思いますか。				
		全体	利用したい	利用したくない	わからない	無回答
全体		329 100.0	28 8.5	98 29.8	198 60.2	5 1.5
手帳の種類 障がい者	身体障害者手帳	243 100.0	16 6.6	85 35.0	138 56.8	4 1.6
	療育手帳	45 100.0	7 15.6	6 13.3	31 68.9	1 2.2
	精神障害者保健福祉手帳	75 100.0	9 12.0	18 24.0	48 64.0	－ －
	手帳は持っていない	17 100.0	2 11.8	4 23.5	11 64.7	－ －

○成年後見制度を「利用したくない」人の理由について、全体では「家族がいるから」が89.8%で最も高く、「第3者に判断を任せることが不安だから」が15.3%、「費用が心配だから」と「その他」がそれぞれ6.1%と続きます。

■成年後見制度を利用したくない理由

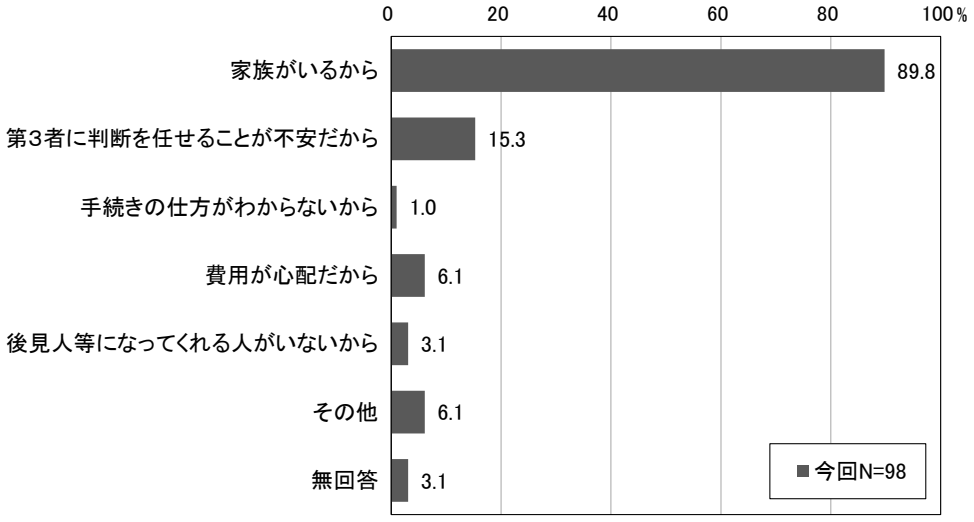

(9) 今後充実してほしい福祉施策

○全体では、「緊急時や災害時の支援体制の充実」が35.3%で最も高く、「情報提供や相談窓口の充実」が23.2%、「移動手段の確保などの外出支援の充実」が22.9%、「障がい福祉分野についてのサービス、制度の充実」が22.2%、「障がいに対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」が21.9%と僅差で続きます。

○障がい者手帳種類別で最も要望が高い福祉施策は、無回答を除くと、[身体]と[療育]は「緊急時や災害時の支援体制の充実」で、[身体]が41.3%、[療育]が30.0%、[精神]は「移動手段の確保などの外出支援の充実」が29.0%、[手帳なし]は「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が44.4%となっています。

○年齢別で最も要望が高い福祉施策は、“29歳未満”の各年齢層と“40～49歳”は「就労支援の充実（雇用に関する講習会、訓練や職業紹介、就労後の支援等）」、“30～39歳”と“50～59歳”は「障がいに対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」、“60歳以上”の各年齢層は「緊急時や災害時の支援体制の充実」となっています。

■今後充実してほしい福祉施策

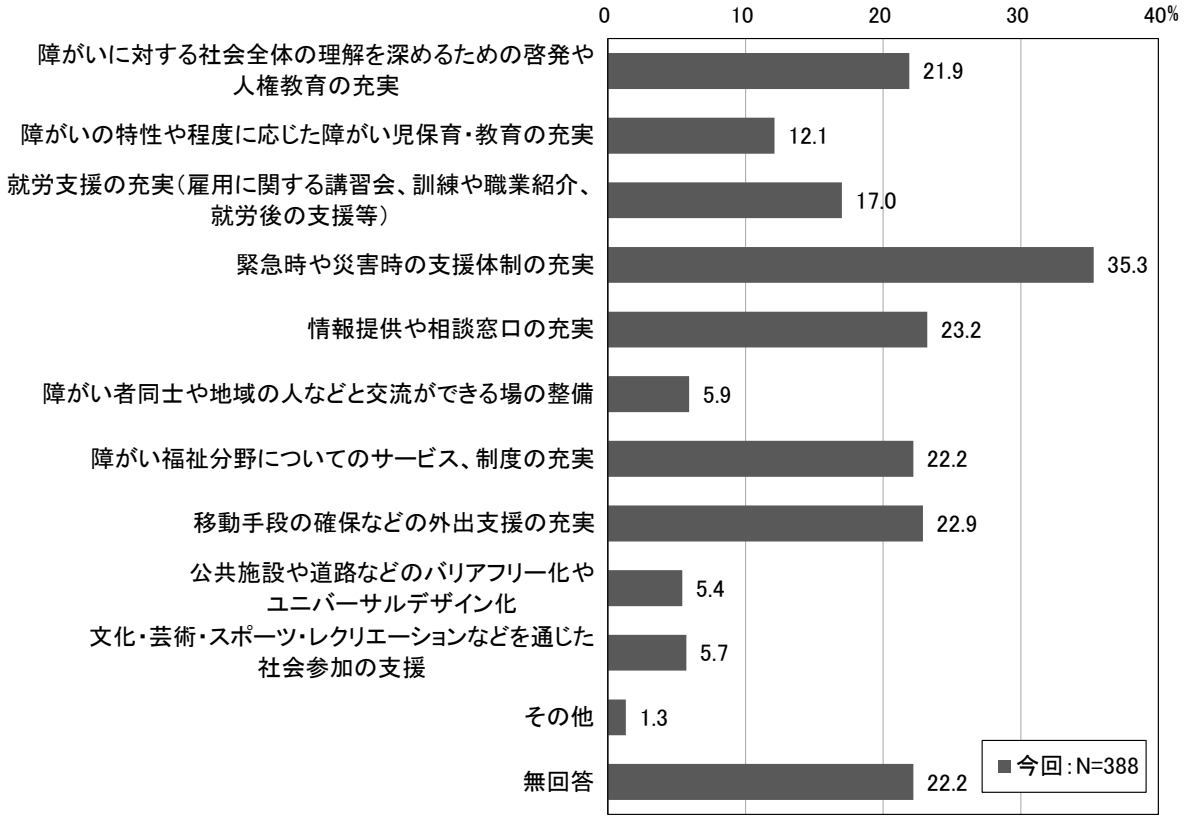

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

障がい者施策を進めるにあたっては、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、ともに暮らす共生社会の実現をめざして講じられることが基本となります。

本町では、令和８年度を目標年度とする上板町総合計画において、「まちに藍・ひとに愛・助け合いのまち」をまちづくりのキャッチフレーズに掲げ、様々な「あい」を大切に、まちづくりに取り組んでいくこととしています。

また、本町の福祉全般を包含し、福祉の上位計画となる「上板町地域福祉計画」が本計画と同時期に策定されましたが、基本理念として「みんなの笑顔あふれる共生のまち・上板」と設定しています。

さらに、前期障がい者計画では、基本目標として「住み慣れた地域でともに生きるまちをめざして」と設定していましたが、以上のことを踏まえ、本計画では、「障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生きるまち」を基本理念として設定します。

本計画では、このめざすべき社会の実現に向けて、障がい者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本町及び地域、企業、住民等が一体となって取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めます。

■基本理念

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生きるまち

■基本視点

共生の視点：ソーシャル・インクルージョンの理念のもと、障がいについての理解を深め、障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、住民一人ひとりの「心のバリアフリー」を促進し、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会をつくる。

意思決定・社会参加の視点：障がい児の健やかな成長を支えるとともに、障がい者が自らの決定に基づき、主体的に就労や文化芸術・スポーツなど社会のあらゆる活動に参加でき、地域の一員としていきいきと活躍できるまちをつくる。

安心を支える視点：日常の生活から緊急時対応のあり方まで含め、障がい者が地域で安心して暮らせるように、障がい福祉サービス等の支援体制の充実を図るとともに、地域における環境整備や防災・防犯対策を進める。

2　施策の体系

■基本理念

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生きるまち

■基本視点

共生の視点　**意思決定･社会参加の視点**　**安心を支える視点**

【基本目標】	【施策】
1　理解と交流を深めあうまちにしよう	（1）交流とふれあいの場の充実 （2）福祉教育の推進 （3）ボランティア活動の推進
2　教育・文化芸術活動・スポーツの充実したまちにしよう	（1）早期保育・教育・療育の充実 （2）インクルーシブ教育の推進 （3）文化芸術活動・スポーツ等の振興
3　雇用・就労を支援するまちにしよう	（1）障がい者の雇用・就労の促進 （2）就労支援と相談体制の整備 （3）福祉的就労の充実
4　保健・医療の充実したまちにしよう	（1）疾病の予防・早期発見対策の推進 （2）早期療育体制の充実 （3）医療・リハビリテーションの充実 （4）精神保健・医療の適切な提供等
5　地域での生活を重層的に支援するまちにしよう	（1）包括的な相談支援の推進 （2）福祉サービスの充実 （3）経済的自立の支援 （4）施策の連携と総合的な支援 （5）サービスの質の向上
6　安心・安全に暮らせる生活環境の整備されたまちにしよう	（1）住宅・生活環境の整備 （2）交通・移動対策の推進 （3）防災・防犯対策の推進
7　差別の解消、虐待の防止及び権利擁護が進んだまちにしよう	（1）障がいを理由とする差別の解消の推進 （2）虐待の防止、権利擁護の推進
8　行政等における配慮の充実したまちにしよう	（1）行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 （2）情報アクセシビリティの向上

第4章　施策の展開

基本目標1　理解と交流を深めあうまちにしよう

誰もが互いに尊重しあい、ともに生活できる「共生のまちづくり」を進めるため、障がいの有無にかかわらず、日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がい者に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

施策(1) 交流とふれあいの場の充実

【現状と課題】

- 上板町文化祭は、身体障がい者会、さくら親の会、いちょう家族会、メンタルヘルスボランティアたんぽぽ、アトリエいちょうなど各障がい者団体が展示を行うなど、貴重な交流の機会となっています。今後は、中途障がい者や、特別支援学校等を卒業し、地域生活を新たに始める障がい者も増えてきているため、新たな交流事業の展開が必要です。
- 移動支援事業について、本当にサービスが必要な方への周知が不足している状況があり、サービス情報の提供とともに、利用者が安心してサービスが受けられるように、事業所に対する適正なサービス提供のための指導が必要です。

○障がい者アンケート調査から、今後したい社会参加として「友人や仲間との交流」が多く、身近な地域で、友人や仲間と一緒に過ごせる場や機会の充実が求められます。

○障がい者が地域活動に参加する場合に問題となることは、「移動が大変」が「健康や体力に自信がない」に次いで多く、移動手段の確保は前期計画策定のためのアンケート調査と同様に課題となっています。

【施策の方向】

障がい者理解を深めるために、引き続き、障がいの有無にかかわらず、様々な人がともに活動しふれあう機会を積極的に設け、交流の充実を図っていきます。

また、障がい者の社会参加を促進するため、移動支援の充実に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
1	交流活動の推進	障がい者同士、障がいのある人とない人との交流を深めるために様々な人が参加できる行事を開催します。 また、社会福祉協議会や関係団体、地域住民等と連携し、身近な地域での交流機会の開催を進めます。
2	移動支援事業の推進	地域生活支援事業の移動支援事業を活用し、障がい者の社会参加機会の拡大に努めます。 また、利用者が安心してサービスが受けられるように、事業所と連携し適正なサービス提供に努めます。

施策(2) 福祉教育の推進

【現状と課題】

- 中学校では、福祉体験学習等で施設訪問を実施しましたが、小学校では未実施となっていて、今後小・中学校での継続実施が必要です。
- 子どもたちの人権への啓発活動として、町内の小・中学校の子どもたちの書道や図画を展示し、発表会等が行われる「人権フェスティバル」を開催しています。
- 子どもから高齢者まですべての住民に、障がいや障がい者に対する理解や関心を高める福祉教育の推進も必要です。
- 知識としての理解だけではなく、地域や学校等でともに生活することにより、より理解が深まり、当たり前の存在となるような関係づくり、地域づくりが必要です。

【施策の方向】

住民に対し障がいや障がい者に対する正しい理解や認識を深め、「心のバリアフリー」を広く浸透させるため、学校等や地域での福祉教育を推進します。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
３	交流教育の推進	障がいの有無にかかわりなく、子どもの交流を積極的に進めていくとともに、町内の障がい者施設等と町内の小・中学校との交流を推進します。
４	社会教育の推進	人権に関する学習機会の充実に努め、より多くの住民の参加を促進するとともに、各種人権啓発イベントの開催を推進します。
５	人権及び福祉教育の推進	学校教育をはじめ、保育所・幼稚園における幼少期からの人権及び福祉教育を推進します。 また、関係課、関係機関が連携しながら、住民・地域活動団体を対象とした、福祉に関する学習機会の充実を図り、住民一人ひとりが、町内に存在する様々な生活課題を「我が事」として受け止め、福祉活動に取り組む機運の醸成に努めます。

施策(3) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- 上板町社会福祉協議会のボランティア連絡協議会の登録ボランティアは、36グループ、933名が登録するほか、個人でも56名が登録しています。
- ボランティア連絡協議会では、ボランティアの支援、育成を行うとともに、災害時等の研修を実施しています。
- 各小学校の保護者や民生委員・児童委員等で、障がい者をはじめ支援を必要とする人の見守り・支えあいの体制を整備し、見守り等も実施しています。

○ 障がい者アンケート調査から、今後したい活動で「ボランティア活動」が6.2%となっています。障がい者の参加したい意欲を生かせるような機会や環境整備が必要です。

【施策の方向】

地域での福祉活動を推進するため、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、ボランティア活動に対する参加しやすい環境を整備し、ボランティア活動を推進します。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
6	ボランティア育成の推進	より多くの人がボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加する人が増えていくように、社会福祉協議会等と連携し、体験ボランティアの機会を提供するとともに、ボランティアの育成、支援を推進します。
7	ボランティア活動の活性化	各ボランティア団体の交流や情報交換の場を提供するとともに、ボランティア連絡協議会を中心として各団体の連携を強化し、ボランティア活動の活性化を推進します。
8	地域の見守り・支えあい活動ネットワークづくり	見守り・支えあいが必要な障がい者に対して地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会などによるネットワークの形成を推進します。 また、障がい者の参加による当事者支援等ボランティア活動を促進します。

基本目標2　教育・文化芸術活動・スポーツの充実したまちにしよう

障がいの有無にかかわらず、地域でともに学び、育つことができるように、地域の学校・保育所と特別支援学校、関係機関等の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。

また、障がい者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して、いきいきと活躍できるように、活動機会の充実に努めます。

施策(1) 早期保育・教育・療育の充実

【現状と課題】

- 障がい児は保育士が対応できる人数である限り、受け入れ体制は整備されています。関係機関と連携して、一人ひとりの細やかな指導内容の充実に取り組んでいます。
- 乳幼児健康診査等で町の保健師等が相談や指導を実施し、必要であれば、関係機関と連携し相談等対応の充実に努めています。
- 現在は療育の専門職の配置がないため、保育士が東部保健福祉局において開講される「発達障害児初級講座」に参加し、資質向上に努めています。

【施策の方向】

乳幼児期は人として社会で生きていくための基本となる力を獲得する重要な時期であることから、障がい児にも等しく就学前教育・保育を保障できるよう、今後とも継続して障がい児保育の充実を図ります。

また、保育所・幼稚園等を通じて、早期発見・早期支援の必要性を周知し、早期からの情報提供や早期相談等を進め、柔軟できめ細かな対応ができる一貫した支援体制の構築を進めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
9	保育所・幼稚園等における障がい児保育の充実	保育所、幼稚園で実施している障がい児保育・教育については、一人ひとりの発達状況に応じた保育内容となるよう、受け入れ体制の充実を図るとともに、障がい児一人ひとりの能力や障がいの状況を見極めながら、きめ細かな教育内容の充実に努めます。
10	療育体制の充実	在宅の障がい児とその保護者に対して、療育に関する相談や指導の充実に努めます。発達障がい児とその保護者に対する支援については、各関係機関と連携し、相談・指導等の支援体制の充実に努めます。
11	保育士の資質の向上	保育士に対して、専門性の高い関係機関と連携し、障がい児の状況に応じて正しい理解と認識を養うことを目標とした研修を行い、保育・教育内容の充実と資質の向上に努めます。

施策(2) インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- 町内の小・中学校には、障がいの程度が比較的軽度な児童・生徒のための特別支援学級を設置し、通常学級と特別支援学級の交流学級や、特別支援学校に在籍する児童との交流及び共同学習（居住地校交流）を実施しています。
- 特別支援連携協議会を設置し、福祉・教育及び関係機関が連携し、切れ目ない支援体制を整備しています。
- 各学校に障がい者用トイレが整備済となっています。また、各学校にスロープ等を設置し、段差の解消を進めました。
- 幼・小・中学校の特別支援教育担当者による町内特別支援教育部会を開催し、研修等を実施しています。
- 就学・進路相談・指導にあたっては、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連続性のある支援を行うため、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労等多様な分野の関係部署や関係機関等との連携強化が必要です。

【施策の方向】

共生社会の形成に向けて、今後もインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学ぶことができ、合理的配慮により、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる学校教育の推進に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
12	障がいのある子どもに対する学校教育の充実	障がい児に対する合理的配慮等の指導・支援を行いつつ、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が一緒に授業や交流を行う機会を引き続き設け、児童・生徒一人ひとりの豊かな人間性の育成を図るよう、教育内容の充実に努めます。
13	就学相談・指導の充実	一人ひとりの障がいの実態や教育的ニーズに応じた就学を図るため、指導・助言や必要な調査・資料収集、相談体制の充実に努めます。学校・施設などの関係機関との連絡提携などを図り、相談体制の充実に努めます。
14	学校施設のバリアフリー化	各学校で障がいのある児童・生徒を受け入れることができるよう、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、多様化する障がいに対応可能なより快適で利用しやすい学校施設の整備を進めます。
15	教職員の資質の向上	特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、徳島県等と連携し、小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。

施策(3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状と課題】

- 上板町文化祭での展示（身体障がい者会　アトリエいちょう）を行っています。
- 障がいの有無にかかわらず、公民館講座等の受講者を幅広く募集しています。
- スポーツ・レクリエーション行事への参加促進や障がい者スポーツの推進については、取組実績がなく、今後実施に向けて検討が必要です。

○ 障がい者アンケート調査から、今後参加したい活動では「趣味などの文化・芸術活動」や「スポーツ・レクリエーション活動」が、上位に挙げられています。また、地域活動に参加する場合、問題となることについては、「参加したくなるようなものがない」や「気軽に参加できる活動が少ない」「どのような活動が行われているか知らない」が、上位に挙げられ、障がい者をはじめボランティア等住民参画による活動内容の企画検討や、媒体を含め活動内容の情報提供の充実が必要です。

【施策の方向】

障がい者が地域において文化芸術活動などに参加し、主体的に生きがいのある生活を送れるように、参加機会の拡大や内容の充実に努めるなど文化活動を促進します。

また、生活を豊かで潤いのあるものにするため、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するとともに、活動の中での交流を通し、住民の障がいや障がい者への理解と認識を深め、「心のバリアフリー化」を促進します。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
16	文化芸術活動への支援	障がい者の文化芸術活動への参加を促進するとともに、活動や成果の発表を通し、広く町民が障がいや障がい者への理解を深めることのできる機会の提供に努めます。
17	生涯学習の促進	障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい、社会教育施設の充実に努めます。また、各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに、講座内容の充実を図り、学習活動を支援します。
18	スポーツ・レクリエーション行事への参加促進	とくしまノーマライゼーション促進協会及び障がい者団体等が開催するスポーツ・レクリエーション行事への障がい者の参加支援について、実施に向けて検討します。
19	障がい者スポーツの推進	スポーツ推進員と連携し、障がい者スポーツの推進を図ります。また、参加者の拡大を図るため、障がい者関係団体やボランティアなどとの連携を強化し、競技種目・内容や実施方法について検討します。

基本目標3　雇用・就労を支えるまちにしよう

働く意欲のある障がい者が障がいの程度等に応じて能力を発揮できるように、関係機関や企業・商店等と連携し、一般就労を希望する人に対しては、多様な就業の機会の確保に努めるとともに、一般就労が困難な人に対しては、福祉的な就労の場の充実に努めます。

施策(1) 障がい者の雇用・就労の促進

【現状と課題】

- ● 障がい者雇用の促進に関する取組や、町内事業者に対する障がい者雇用に関する理解啓発については商工会で実施し、ハローワーク等の状況など随時事業者に周知しています。
- ● 障がい者の町の雇用については、会計年度任用職員募集の際に雇用の枠を設けています。法定雇用率は毎年達成しています。
- ○ 障がい者アンケート調査から、就労支援として必要なことは、「障がいに合った仕事であること」がトップで、「障がいに合った勤務条件であること」「障がいに対する周囲の理解があること」「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」「賃金が妥当であること」と続きます。企業や商店等に対する障がいや障がい者に関する正しい知識と適切な対応、合理的配慮について、徳島県や関係機関と一体となった啓発が必要です。

【施策の方向】

働く意欲のある障がい者が、適性に応じて能力を十分発揮できるように、ハローワーク（公共職業安定所）や障がい者就業・生活支援センター、社団法人徳島県雇用支援協会等と連携し、一般就労を促進していきます。

また、障がい者の働く場所を確保するため、事業主への周知・啓発活動などを通じて、障がい者雇用に対する理解を深めていきます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
20	雇用の促進	障がい者の法定雇用率未達成の町内企業に対し、各種助成制度の周知や関連機関と連携した指導を行い、民間企業における雇用を引き続き促進します。 また、ハローワークと連携し、障がい者への職業紹介・相談、企業への障がい者の求職情報の提供などを促進し、障がい者の就労を支援します。
21	障がい者雇用に対する理解	「障がい者雇用支援月間」（９月）などを中心に、町内の事業者の障がい者雇用に対する理解と積極的な協力啓発を、ハローワーク及び社団法人徳島県雇用支援協会と連携し推進します。
22	障がい者の町職員への雇用	町役場等の公的機関において、障がい者の雇用を促進します。

施策(2) 就労支援と相談体制の整備

【現状と課題】

- ● 相談事業等と連携しながら適切な相談等に取り組んでいますが、すべて一貫した相談・助言はできていない状況です。
- ● 生活訓練や機能訓練については、相談事業所より計画案を提出いただき、いずれは、一般就労をめざした福祉サービスを提供しています。
- ○ 障がい者アンケート調査から、障がい児が将来、就労するにあたって望むことは、「障がいの特性に応じた作業所などの充実」や「職業訓練機関の整備」が上位に挙げられています。障がい児が学校卒業後、働くことができるように、学校とハローワーク等労働関係機関と連携した就労相談・支援の強化や職業訓練等が必要です。

【施策の方向】

障がい者の働く能力向上への支援や、就労した障がい者が長く働き続けることができるための職場定着支援などに関して、今後も関係機関と連携しながら支援と相談体制の充実を図っていきます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
23	相談・助言体制の充実	障がいの内容及び程度、障がい者一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、ハローワークや徳島障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター「わーくわく」、訓練等給付事業所等と連携を図り、就職前から就職後のフォローまで一貫した適切な相談・助言を積極的に行います。
24	就労後の職場定着の支援	障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向き、直接的に専門的支援を行います。
25	企業に対する相談体制の充実	ハローワークや徳島障がい者職業センター、障がい者就業･生活支援センターと連携し、企業の障がい者の雇用に関する相談にきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。
26	生活訓練･機能訓練サービスの適切な提供	日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練について、計画相談事業所等と連携しながら適切なサービスを提供できるよう、綿密な計画等の作成、改善等を検討していきます。
27	一般就労への移行推進	一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。 また、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を推進します。

通番	取　組	内　容
28	就労継続支援の充実	一般企業への就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上に向けた支援を行います。 ハローワークや事業所と連携し、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障がい者を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援を行います。
29	役場等公的機関における実習の受け入れ	日中活動系サービス事業所や相談支援事業所と連携し、一般就労をめざす障がい者等を対象に、役場や公的機関での実習の受け入れについて検討します。

施策(3) 福祉的就労の充実

【現状と課題】

- 「上板町就労施設等からの物品の調達方針」に基づき、町が発注する物品や役務について、障がい者就労施設等からの積極的な調達を推進しています。令和元年度実績では15件、205,760円となっていて、件数は増加しているものの、金額は前年度を下回り、さらに実績増を図ることが必要です。

【施策の方向】

障がい者就労施設等が提供する物品やサービスに関して優先調達方針を立て、調達実績の公表を行い、推進していきます。

また、製品の購入、販売支援等、庁内の様々な部署において、障がい者の雇用・就労の促進につなげることができるよう、「行政の福祉化」の取組を進めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
30	障がい者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達の推進	「上板町就労施設等からの物品の調達方針」に基づき、町が発注する物品やサービスについて、障がい者就労施設からの積極的な調達を推進します。
31	福祉的就労の場の確保	障がい者の多様な就労ニーズに対応するため、就労継続支援Ａ型・Ｂ型などの福祉的就労の場の確保に努めます。

基本目標4　保健･医療の充実したまちにしよう

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めます。

施策(1) 疾病の予防･早期発見対策の推進

【現状と課題】

- 令和３年３月には子育て世代包括支援センターを開設し、令和３年４月には上板町保健相談センターを開設します。妊娠期からの切れ目のない援助やプライバシーに配慮し安心・安全に健診等が実施できる体制づくりが整います。
- 発達障がい児に対する支援では、年６回個別発達相談を開催し、臨床心理士による相談を行い、必要な支援につなげています。令和３年４月以降は、要フォロー者への教室も開催する予定です。
- うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療、自殺予防に関しては、年2回自殺対策講習会を開催しています。
- 生活習慣病の予防、早期発見に関しては、特定健康診査の受診率の向上及び保健指導の充実を図るとともに、治療中断者及び受診勧奨が必要な場合は、タイムリーに受診を促しています。
- 身体障害者手帳所持者の障がいの種類で、「内部障がい」が増加傾向にあることから、若い頃からの生活習慣病の予防を進めることが必要です。

【施策の方向】

妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の機会を活用し、疾病や障がいの発生予防、早期発見､早期治療につなげるなど､引き続き切れ目のない母子保健対策の充実をめざします。

また、保育所・幼稚園・児童福祉施設等と連携し、発達障がい児の気づきと相談、早期対応等支援体制の充実を図ります。

さらに、内部障がいが増加傾向にあることから、生活習慣病の予防を若い頃から実践できるよう､住民に食事や運動等､生涯を通じた健康づくりの重要性の啓発や健康診査、健康教育、健康相談等を進めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
32	母子保健についての正しい理解の促進	妊娠届出時、出生届時及びパパママ教室・育児教室等で妊娠･出産から育児にいたる知識の普及啓発を促進し､出産や育児に不安を持つ妊婦や母親の把握と相談支援体制を図ります。

通番	取　組	内　容
33	健診等の充実・普及	乳幼児健康診査、訪問指導、発達相談・指導事業の充実や普及を図り、治療や療育の必要な乳幼児の早期発見に努めるとともに、支援体制の強化を図ります。 成人に対する各種健康診査の受診率の向上に努め、後天的障がいの原因となる脳血管障がい、生活習慣病等の疾病の予防対策に努めます。
34	障がいの原因となる事故防止	障がいの原因となる事故防止のため、関係機関、団体の協力により、交通安全、スポーツ事故の防止、労働災害の防止等の安全対策の推進を図ります。
35	発達障がい児支援の充実	教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（ＬＤ）や注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ）など発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期発達支援、専門的発達支援、特別支援教育等、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりなど、発達障がい児支援の充実に努めます。
36	うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療、自殺予防	学校、地域、職域保健の充実、連携の強化を図り、自殺の予防も含めた住民の理解向上を促すことにより、早期発見・早期治療に結びつくよう努めます。
37	ゲートキーパーの養成	身近な地域で、支援の必要な人を発見し、状況に応じた相談窓口につなげられるよう、民生委員・児童委員をはじめ町職員等に対するゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの養成に努めます。
38	生活習慣病の予防・早期発見の促進	壮年期、高齢期に、疾病による障がいの発生が多くみられる中で、健康管理への指導、日常生活に対する相談・指導を充実するため、健康診査受診率の向上に努めます。また、疾病や早期発見による後遺症の予防に努めます。 さらに、地域での住民による健康づくり活動を支援します。

施策(2) 早期療育体制の充実

【現状と課題】

- 子育て世代包括支援センターでは、妊娠期からの相談体制の確立をめざしています。
- 個別発達相談の実施とともに、必要な支援に結びつけるため児童相談所、相談支援機関との連携体制については確立しています。

【施策の方向】

乳幼児や学童に対し、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実し、病院・児童相談所や各サービス機関と連携を取りながら適切な治療や指導、訓練を行うなど、早期療育体制の充実を図ります。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
39	相談支援体制の充実	保健・医療、福祉、教育の関係機関の連携を図り、出産前からの一貫した相談・支援体制の充実に努めます。
40	療育体制の充実	療育が必要な障がい児については、児童相談所、発達障がい者支援センター、各サービス機関及び心身障がい児施設と連携を取り療育の充実に努めます。

施策(3) 医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

- 適正な給付運用を図り、医療が必要な障がい者が安心して医療が受けられるように努めています。
- 訪問指導や機能訓練の充実に関しては、未実施となっています。
- 難病患者へのサービス利用について、窓口相談を実施しています。

【施策の方向】

障がいを軽減し自立生活を促進するために、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションに対応できる医療体制の充実に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
41	医療・給付制度の適切な運用	公費負担医療の適切な運用を図り、医療が必要な障がいのある人が安心して適切な医療が受けられるように努めます。
42	訪問指導や機能訓練の充実	訪問指導や機能訓練の充実を図り、医療機関と連携を取り、寝たきりをつくらない活動を推進します。
43	難病患者への支援	保健所や医療機関等と連携し、難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、きめ細かな相談や支援の充実に努めます。 また、障がい福祉サービスの利用を円滑にできるよう、情報提供やサービスの確保に努めます。
44	発達障がいの専門医の確保	発達障がいの早期発見、早期支援の重要性から、発達障がいの診断・支援等を専門的に行うことができる医療機関について、県と連携し、圏域での確保・充実に努めます。

施策(4) 精神保健・医療の適切な提供等

【現状と課題】

- 「アトリエいちょう」を開催しています。
- 「いちょう家族会」では、年6回定例会を開催し、研修会の案内も実施しています。
- 相談支援体制は確立しています。
- 普及啓発を町文化祭、人権フェスティバルにおいて実施しています。「メンタルヘルスボランティア　たんぽぽ」の活動支援を行い、精神障がい者への理解の促進につなげています。
- 「重度心身障害者医療費助成」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療(精神通院医療)」を実施しています。

【施策の方向】

精神に障がいのある人に対する住民の理解を深めるとともに、社会復帰や地域生活への支援の充実など、今後も引き続き精神保健対策の推進に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
45	社会復帰や自立促進	精神障がい者の社会復帰や自立等を促進するために活動している「アトリエいちょう」（相談窓口・憩いの場）の充実を図ります。 「いちょう家族会（精神障がい者の親の会)」が自立し、積極的に活動ができるよう支援します。
46	相談支援体制	相談支援事業所が、保健所・医療機関と連携し、精神障がい者及び家族に対する相談・支援体制の整備を図ります。
47	理解の促進	「メンタルヘルスボランティアたんぽぽ（精神保健福祉ボランティアグループ)」「上板町民生委員・児童委員協議会」の支援を受け、町文化祭での交流バザーの開催や展示を通じて、精神障がい者に対する正しい理解を促進します。また、「メンタルヘルスボランティアたんぽぽ」の活動支援に努めます。
48	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。(障がい福祉計画成果目標の一つ)
49	医療費の負担の軽減	障がいの軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進していきます。

基本目標5　地域での生活を重層的に支援するまちにしよう

障がいの重度化・重複化、また障がい者と介助者の高齢化が進行している現状の中で、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、関係機関や民間サービス提供事業者、ボランティア団体等と連携し、在宅サービスの量的・質的な充実、障がい児に対する支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉の人材の育成・確保等に取り組んでいきます。

また、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減により障がい者の経済的自立を支援します。

施策(1) 包括的な相談支援の推進

【現状と課題】

- 一貫した相談支援ができるよう、支援体制を整備していますが、すべての事象において、適切な相談・情報提供ができているか精査できていない部分もあります。
- 必要に応じて、相談に迅速に対応できるよう相談窓口を充実させています。
- 必要時に速やかに情報提供できるよう、環境整備を整えています。

【施策の方向】

引き続き、専門的な相談にも対応でき、総合的かつきめ細やかな相談が行える相談窓口の充実を図るとともに、障がいのある人が相談しやすく、情報が得やすい相談支援体制をめざします。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
50	総合的な相談支援体制の構築	社会福祉協議会、保健所など関係機関・団体、関係課との連携を強化し、相談・情報提供からサービスの提供まで、また、生涯を通じて一貫して相談・支援に応じる障がい者相談・支援体制の構築を進めます。 また、地域における民生委員・児童委員、障がい者相談員、相談支援事業所による相談窓口の充実に努めます。
51	相談支援事業所による相談の充実	障がい者の自立と社会参加を促進するため、一人ひとりの障がいの程度や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。
52	情報提供の拡充	障がい者支援事業紹介のパンフレット等の充実を図るとともに、障がいの実態にあった多様な情報提供に努めます。

施策(2) 福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 精神障がい者の地域移行に関しては、板野郡自立支援協議会（精神部会）で情報を共有しています。
- 障がい支援区分の認定にあたっては、認定調査員に依頼して適切な調査を実施しています。
- ケアマネジメントについては、役場担当者には資格を持ったものはいない状況です。

【施策の方向】

障がい者が住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活が営めるよう、障がい福祉サービス等を充実し、自立した生活を支援します。また、関係機関・団体との連携の強化を図り、障がい福祉計画等におけるサービスの見込み量に応じた基盤整備に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
53	地域生活への移行支援	福祉施設入所者や入院中の精神障がい者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援に引き続き取り組むとともに、自宅で生活している障がい者も安心して地域生活が継続できるよう、必要な支援や地域との交流の促進を図ります。
54	サービス支給決定の透明化	障がい支援区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を板野郡広域で開催し、適正に障がい支援区分の認定を行います。今後も、適正な支援区分とそれにつながるサービスの提供に積極的に取り組みます。
55	ケアマネジメントの充実	サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、ケアマネジメントの質の向上と人材の確保に努めます。
56	障がい児支援の充実	児童福祉法に基づき、障がい児に対して療育等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づくサービスを提供し、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 また、障がい児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。 さらに、医療的ケアが必要な障がい児について、地域において包括的な支援が受けられるように、保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化を促進し、在宅で生活する重症心身障害児者については、専門的な支援体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

通番	取　組	内　容
56	障がい児支援の充実 （つづき）	発達障がいのある児童に対する支援については、保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、早期に気づき、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を行う体制の確保を進めます。（障がい児福祉計画の成果目標(6)の活動指標）
57	介助者の支援	介助者の負担を軽減するため、介助者の支援に努めます。また、介助者の高齢化や介助者の亡き後といった不安にも対応できるように福祉サービスの充実に努めます。

施策(3) 経済的自立の支援

【現状と課題】

- 手続きに関しては、手帳交付時に「障害者（児）福祉のしおり」にて周知しています。

【施策の方向】

障がい者手帳の所持者が増加しているため、各種福祉手当要件に該当するケースも増加すると思われます。

さらなる制度の周知と、制度該当者の適切な把握・支援に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
58	各種助成制度の実施	障がい者に対する税制上の優遇措置や各種助成制度の周知を図ります。
59	各種福祉手当の支給	特別障がい者手当や障がい児福祉手当等、各種福祉手当の支給を実施します。障がい者手帳の所持者が増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないよう、手続きに関して適切な情報提供を行います。

施策(4) 施策の連携と総合的な支援

【現状と課題】

- ● 民生委員・児童委員等関係機関と、早期発見や適切な対応ができるように連携を強化していますが、早期対応できないケースもあり、ネットワークの構築が必要です。
- ● 手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会等の障がい者団体の育成を進め、障がい者の自立と社会参加、交流を促進しています。
- ○ 障がい者アンケート調査から、老々介助が63.1％となっていて、障がい者の高齢化とともに、主な介助者の高齢化が進み、また、介助者の健康状態がよくないダブルケアの状態にある人もみられ、介助者に対する相談・支援の充実が必要です。

【施策の方向】

障がい者をはじめ介助者等の家庭が抱える様々な生活課題に対応し、支援の充実を図るため、福祉、保健、教育、産業振興などが、各分野でそれぞれの課題に取り組むことを基本に、地域住民をはじめ、地域団体、ボランティア団体、介護・福祉サービス事業所、企業、関係団体、関係機関により、機動的に多分野・多職種協働の施策推進を図ります。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
60	見守りネットワークの構築推進	民生委員・児童委員等関係者との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。
61	障がい者団体の育成	身体障がい者会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会等の障がい者団体の育成を進め、障がい者の自立と社会参加、交流を促進します。

施策(5) サービスの質の向上

【現状と課題】

- 利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、障がい者にかかわる専門従事者や関係団体との連携・協力体制をとっています。今後は、サービスの適正化の精査が必要です。
- 関係機関と連携し、福祉人材のさらなる育成に取り組むことが必要です。
- 実習の機会を提供していますが、今後も人材育成のための機会を増やしていくことが必要です。

【施策の方向】

障がい福祉サービスの質の向上を図るため、専門従事者との連携、協力、福祉人材の育成と確保を推進します。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
62	障がい者にかかわる専門従事者の連携・協力の強化	障がい福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、障がい者にかかわる専門従事者や関係団体との連携・協力を推進します。
63	福祉人材の育成と確保	福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、徳島県やハローワークなどの関係機関と連携した取組を推進します。 学校における福祉教育の推進や中高生への実習機会の提供、また、男性のヘルパーに対する福祉・介護の資格や仕事への啓発など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。

基本目標6　安心・安全に暮らせる生活環境の整備されたまちにしよう

障がい者が、地域で安全・安心に暮らしていくことができるように、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進など、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進に努めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

施策(1) 住宅・生活環境の整備

【現状と課題】

- 条例上、高齢者や障がい者への優先的な入居は謳われていませんが、必要状況に応じた対応を実施しています。
- 住居の改善・改造については、住宅改造に対する助成制度、住宅整備に関する融資制度の周知と有効活用を図っています。
- グループホームは、平成30年度に定員33名の施設整備状況となっています。

【施策の方向】

住宅は日常生活の基盤であるため、住宅整備に関する融資制度や、住宅改造助成制度の拡充と活用を図りながら、住みやすい住宅対策を進めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
64	町営住宅の整備	老朽化した町営住宅の建替時については、障がい者・高齢者に配慮し、障がい者の町営住宅への優先的な入居を促進します。
65	住宅の整備支援	住居の改善・改造については、住宅改造に対する助成制度、住宅整備に関する融資制度の周知と有効活用を図ります。
66	まちづくりの推進体制の整備	「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」及び国の関係法令の普及・啓発に努め、国・県・町の各行政機関、事業者、住民が一体となった、人にやさしいまちづくりの推進体制の整備を図ります。
67	グループホームの整備・充実	障がい者の地域での生活を支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するためにグループホームの整備・充実に努めます。

施策(2) 交通・移動対策の推進

【現状と課題】

- ● 障がい者が安心して外出できるような道路整備に適宜対応しています。
- ● 社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出に対し、個別支援または車両移送による移動支援の充実に努めています。
- ○ 障がい者アンケート調査から、外出する時に困ることは、特にないを除くと「利用出来る公共交通機関が少ない」がトップとなっています。高齢化が進行する中で、運転免許を返納する人の増加も予測され、移動支援の充実は大きな課題です。

【施策の方向】

障がい者が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくために、移動の際の不自由さの解消など交通・移動対策の推進に努めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
68	道路の整備	県・町道の段差の解消をはじめ、障がいに配慮した案内板や交通信号機等、障がい者が安心して外出できるよう道路の整備に努めます。
69	自動車の利用に対する支援	障がい者の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や運転免許取得の助成や改造費の助成、有料道路通行割引などの周知と利用促進を図ります。
70	移動支援事業の充実	社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出への個別支援または車両移送による移動支援の充実に努めます。

施策(3) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

- 防災訓練の主体を役場から自主防災組織主体へ変更し、障がい者を含む、あらゆる人の参加促進を促しました。ただし、障がい者自身に対する啓発が未実施の状況です。
- 民生委員・児童委員の定例会において、防災対策の説明を実施し、情報の共有を図りました。また、要介護５認定者の個別避難訓練を実施しました。ただし、災害時要援護者の近隣住民との協力体制づくりや地域ぐるみでの体制の確保は、今後の課題です。
- 上板町防犯推進委員協議会及び、徳島板野警察署との合同でのイベント開催や、町内防犯パトロールの実施を行い、住民への防犯意識強化と啓発を行いました。今後は、防犯推進員への情報共有及び啓発と、障がい者自身に対する防犯啓発及び、情報提供が課題です。

○障がい者アンケート調査から、今後充実してほしい福祉施策のトップは「緊急時や災害時の支援体制の充実」となっています。

○新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、感染予防を図る「新しい生活様式」が定着しつつありますが、あらゆる感染症の蔓延に備え、衛生管理を徹底していくことが求められます。

【施策の方向】

災害時避難行動要支援者支援プランをもとに、プライバシーに配慮した災害時避難行動要支援者情報の共有及び活用を推進し、避難支援体制の具体化を進めます。

また、新型コロナウイルス等の感染症の蔓延防止を図ります。

詐欺等消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者被害の実態や手口等について周知を進めるとともに、地域が一体となった防犯活動を進めます。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
71	災害予防対策の充実	障がい者自身の予防対策を促すため、防災に対する意識啓発や地域の避難訓練への参加促進に努めます。
72	災害時・緊急時の避難誘導対策の充実	地域コミュニティの形成促進、災害時要援護者リスト・マップの作成、民生委員・児童委員、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。
73	地域防犯対策の充実	警察等と連携し防犯対策を推進するとともに、地域における防犯体制の確立を図ります。
74	制度の周知	重度障がい者に対する日常生活用具給付事業による火災報知器、聴覚障がい者用通信装置等の給付制度や緊急通報装置の周知と活用を促進します。
75	消費者被害対策の推進	障がい者や認知症高齢者等判断能力が低下している人が悪質商法や詐欺などの被害にあわないよう、防犯知識の啓発を図ります。

通番	取　組	内　容
76	防犯対策の推進	障がい者や高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、地域での声かけやパトロールによる連携など、地域住民の支えあいによる防犯対策を促進します。
77	地域での感染症拡大防止対策の推進	新型コロナウイルス感染症等の地域での蔓延を防止するため、公共施設での衛生対策を徹底するとともに、住民・事業所に対し、ソーシャルディスタンス（物理的距離）の確保など、必要な対策の啓発を進めます。

基本目標7　差別の解消、虐待の防止及び権利擁護が進んだまちにしよう

すべての住民が互いに人格や個性を尊重しあう人権意識の高い社会の実現に向け、障がいを理由とした差別の解消に取り組みます。

また、地域団体や地域住民、関係機関等が連携し、障がい者虐待などの人権や権利の侵害を防止する取組等を進めるとともに、障がい者の権利擁護のための取組を進めます。

施策(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

- 精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等に対する支援については、障がい担当・保健師・医療機関・東部福祉局等で、必要に応じてケース会議を開き連携を取り、対応しています。
- 障がい福祉サービス等の提供にあたっては、利用者のニーズを念頭に個々の状況に応じた提供に心掛けています。

○障がい者アンケート調査から、人権を侵害されたと感じたことが「ある」と答えた人は全体では28.1%で、精神障がい者や知的障がい者では40%弱となっています。また、感じた状況は、「住んでいる地域」が32.1%、「学校・仕事場」が27.5%、「外出先」が26.6%などとなっています。障がいの種類や程度によっても、差別や偏見を感じる度合いが異なりますが、住民が障がいや障がい者についての正しい知識や理解を深められるように、啓発の一層の推進が必要です。

【施策の方向】

障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい者の人権の尊重、その人らしく生きる権利の擁護をめざす取組とともに、社会的障壁を取り除く取組を推進します。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
78	啓発活動の推進	合理的配慮などを含む「障害者差別解消法」について、趣旨や理念等について住民に周知するため、また、障がいに対する理解を深められるよう、町広報紙をはじめ、町ホームページ、社会福祉協議会作成の「社協だより」、身体障がい者会の「身体障がい者だより」を積極的に活用します。
79	「障がい者週間」等の周知	「障がい者週間」（12月３日～12月９日）、「人権週間」（12月４日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（９月）の周知、啓発・広報活動の充実を図ります。
80	精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等への理解の促進	難病患者や発達障がい、高次脳機能障がいのある人等への障がい福祉サービス等の提供にあたっては、それぞれの病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮した支援に努めます。

通番	取　組	内　容
81	関係機関・組織との連携	社会福祉協議会や身体・知的障がい者相談員、特定疾患難病相談員、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。
82	交流活動の推進	障がいのある人もない人も、様々な人が参加できる行事を開催します。開催にあたっては防災無線等を活用して参加を呼びかけます。

施策(2) 虐待の防止、権利擁護の推進

【現状と課題】

- 平成24年10月１日施行の「障害者虐待防止法」に基づき、本町では「障害者虐待防止センター」を設置しています。
- 障がい者虐待については、随時連絡があった時点での対応となっています。
- 成年後見制度については、今後、社会福祉協議会等と連携を図りながら成年後見受け入れ体制の整備が課題となっています。

○障がい者アンケート調査から、成年後見制度について「名前も内容も知っている」と答えた人は23.7%で、まだまだ周知が必要です。

【施策の方向】

障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、虐待を受けている障がい者だけではなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関等との連携を強化し、適切な支援を行います。

また、成年後見制度（法定後見制度）の市町村長申立等、障がい者の権利擁護に関する取組を推進します。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
83	虐待防止施策の推進	「障がい者虐待防止センター凌雲」において、24時間体制の相談窓口の開設、虐待の予防や早期発見、緊急一時保護等の支援を行っています。今後も障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
84	成年後見制度の普及啓発	障がい者本人の自己決定の尊重と本人の保護の調和に留意しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、障がい者の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。

基本目標8　行政等における配慮の充実したまちにしよう

町の窓口等において、障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティへの配慮に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるように、選挙等において必要な環境整備や障がい特性に応じた合理的配慮に努めます。

施策(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

- 手話通訳、要約筆記の派遣事業や手話奉仕員の養成講座の開催は、地域活動支援事業で、広域委託していますが、広く周知し、利用の促進や養成講座の受講者を増やすことが課題です。
- 町職員等の障がい者理解については、具体的な取組ができていない状況です。
- 行政情報の提供等にあたっては、広報誌の記事の拡大に（文字の拡大につなげた。）取り組みました。今後は、情報の利用しやすさに配慮した情報提供が必要です。

【施策の方向】

本町窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、自ら意思を決定することが困難な障害のある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。

また、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
85	意思決定支援の推進	自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重し、意思決定支援ガイドラインの普及を図り、意思決定のために必要な支援等が行われることを推進します。
86	意思疎通支援の充実	手話通訳、要約筆記の派遣事業等の充実に努め、社会参加を促進します。 手話奉仕員の養成講座を開催し、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、聴覚障がい者の社会参加をサポートする人材を養成します。

通番	取　組	内　容
87	町職員等の障がい者理解の推進	事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。 窓口等における障がい者への対応の充実を図るため、障がい者への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。 行政情報の提供等にあたっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。

施策(2) 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- 手話通訳、要約筆記の派遣事業や手話奉仕員の養成講座の開催は、地域活動支援事業で、広域委託していますが、広く周知し、利用の促進や養成講座の受講者を増やすことが課題です。
- 町職員等の障がい者理解については、具体的な取組ができていない状況です。
- 行政情報の提供等にあたっては、広報誌の記事の拡大に（文字の拡大につなげた。）取り組みました。今後は、情報の利用しやすさに配慮した情報提供が必要です。

【施策の方向】

行政情報の提供等にあたっては、情報の利用しやすさに配慮するとともに、障がいがあっても情報量に格差が生じないよう、障がい特性に応じた提供支援に努めます。

また、選挙事務を行うにあたっては、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、必要な環境整備や障がい特性に応じた合理的配慮を行います。

【今後の取組】

通番	取　組	内　容
88	行政情報のバリアフリー化	情報の伝達手段や障がい種別に応じた情報のバリアフリー化を推進するとともに、福祉サービスに関する情報提供体制の整備・充実に努めます。 視覚・聴覚障がい者に対する情報提供機能の充実や知的障がい者にも分かりやすい情報提供の方法を検討します。
89	選挙における障がい者配慮	移動に困難を抱える障がい者等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がい者等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。 また、郵便等や指定病院等における不在者投票を適切に実施することにより、選挙の公正を確保し、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

第5章　第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

1　基本的な考え方

本計画においては、「上板町第３期障がい者計画」の基本理念のもとに、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を総合的に推進するため、国の基本指針を踏まえ、次の７つの点を重視します。

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重しながら、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要な支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるように、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

② 上板町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの実施主体を上板町とすることで、障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるようにします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい・知的障がい・精神障がい者及び難病患者等の障がい児・者とし、地域において均等にサービスが行きわたるように努めます。

③ 地域生活を送るための課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を計画的に進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい種別によらない質の高い専門的な発達支援を行う、障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに担い手を確保していくことが必要です。そのため、徳島県等関係機関と連携し専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

2　事業の全体像

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

障害者総合支援法による総合的な支援は、大きくは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

■障がい福祉サービスの事業体系

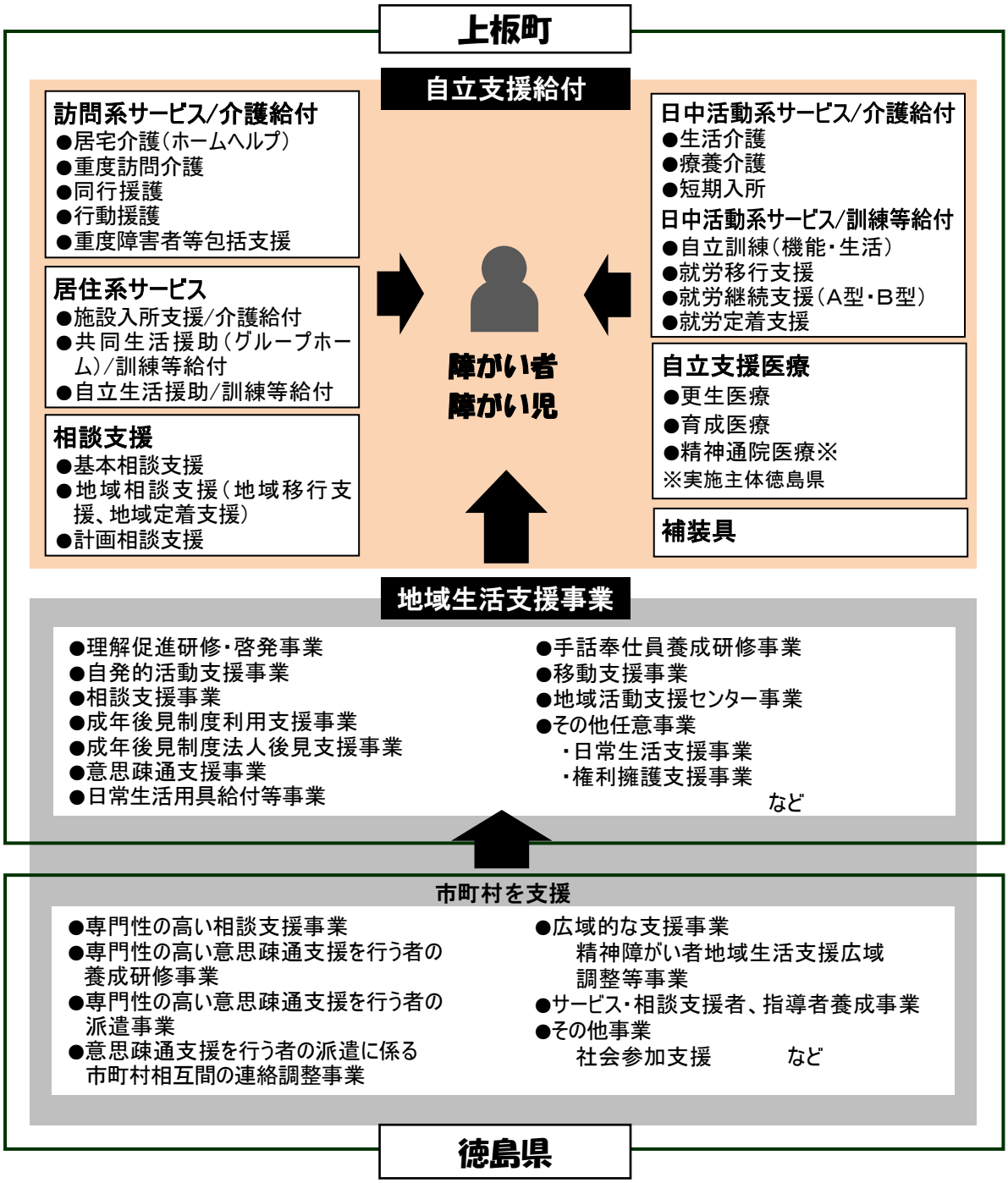

(2) 児童福祉法に基づく事業

児童福祉による総合的な支援は、大きくは「障害児通所支援」と「障害児相談支援」で構成されています。

■児童福祉法に基づく事業の体系

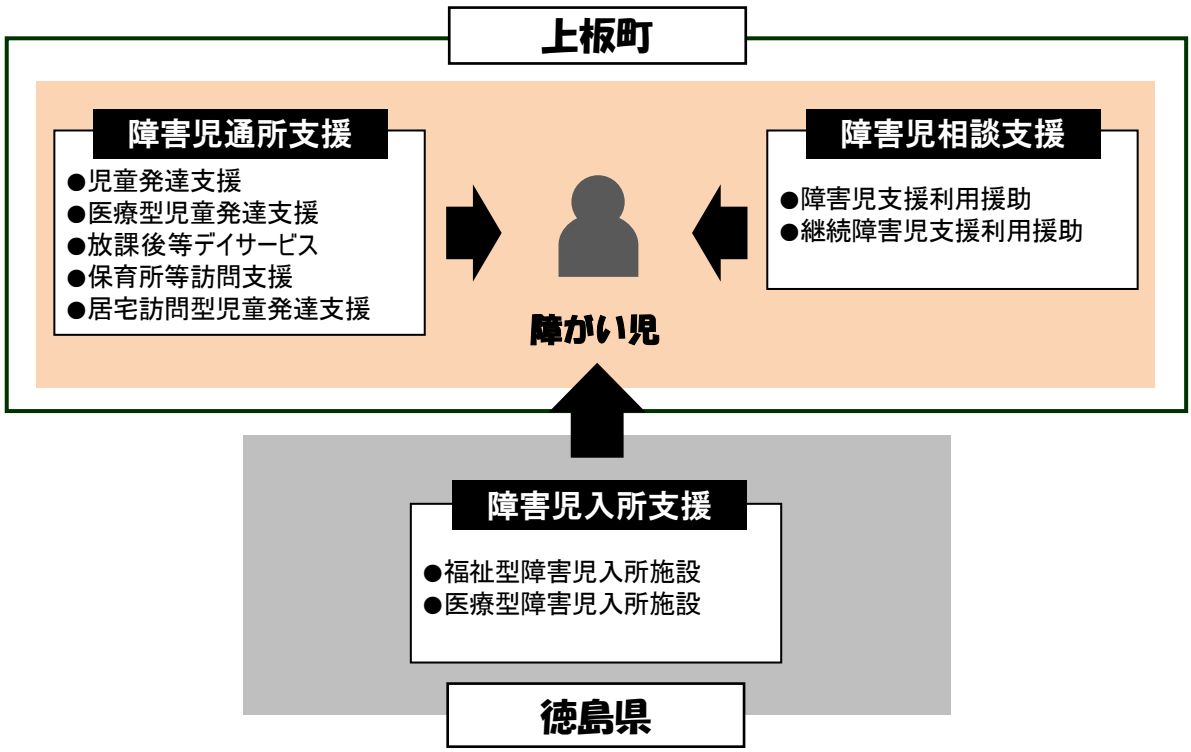

3 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第５期計画の検証】

施設入所者は、第５期計画では、平成28年度末時点の18人に対し、新規入所者による増、入所者の地域生活への移行による減を相殺し、令和２年度末に19人となるものと見込んでおり、目標値通り19人となる見込みです。入所者の地域生活への移行は平成30年度から令和２年度の累計で１人あり、第５期計画の目標を達成しています。

■第5期計画の計画値と実績値

項　目	平成28年度	令和2年度	
	実績値	計画値	見込
年度末時点利用者数(人)	18	19	19
削減数(人)		−1	−1
地域生活移行者数(人) (累計)		1	1

【第６期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

＊令和元年度末入所者の６%以上が令和５年度末までに地域移行（福祉施設においては必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要）

＊令和５年度末入所者数は令和元年度末入所者数から1.6%以上削減

第６期計画期間に２人が地域移行し、新規入所者による増も含め、令和５年度末の入所者が21人と見込みます。

目標達成をめざし、地域移行支援など、必要な支援・サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

■第6期計画の目標

項　目	令和元年度 実績値	令和2年度 見込	令和5年度 目標値
年度末時点利用者数(人)	22	19	21
令和元年度からの削減数(人)			1
地域生活移行者数(人)			2

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第５期計画の実績】

「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」について、平成30年度以降に他市町村との共同設置に向けて検討していましたが、令和２年度においても目標の達成は難しい状況です。

【第６期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

＊保健、医療、福祉関係者による協議の場については、成果目標ではなく活動指標として開催回数、参加者数を設定
＊成果目標として、退院後１年以内の地域における平均生活日数として、令和５年度目標値を316日以上とする【新規】
＊精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定
＊精神病床における早期退院率（入院後３か月時点69%以上、６か月時点86%以上、１年時点92%以上）を設定

第６期計画期間において、町単独設置は考えていませんが、板野郡自立支援協議会精神活動部会が活動しており、他町との共同設置に向けて検討していきます。（広域：５町、相談支援事業所など）

また、精神障がい者の地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の目標を定めます。

■第6期計画の目標

項　目		令和2年度 見込	令和5年度 見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	回/年	1	1
協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数	人/年	0	41
協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	回/年	0	1
精神障がい者の地域移行支援の月平均利用者数	人/月	1	1
精神障がい者の地域定着支援の月平均利用者数	人/月	0	1
精神障がい者の共同生活援助の月平均利用者数	人/月	3	3
精神障がい者の自立生活援助の月平均利用者数	人/月	1	1

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第５期計画の実績】

地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに１つ整備することを目標にしていましたが、令和２年度においても目標の達成は難しい状況です。

【第６期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

＊令和５年度末までに、各市町村または各圏域に１つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討すること

令和５年度末までに、板野郡共同により設置することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第５期計画の実績】

年間一般就労移行者数は、令和２年度末見込値が７人、第５期計画値が６人で目標を達成する見込みです。

■第５期計画の計画値と実績値

項　目		平成28年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
年間一般就労移行者数	人	5	5	8	5	12	6	10	6	7
	倍率		1.0	1.6	1.0	2.4	1.2	2.0	1.2	1.4
就労移行支援事業利用者数	人	4	4	16	5	14	5	14	6	14
	進捗率		100%	400%	125%	350%	125%	350%	150%	350%
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	0
	3割以上		0	0	0	0	1	0	1	0
	進捗率		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率							0	100%	80%	100%

【第６期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

＊令和５年度中の一般就労移行者は、令和元年度移行実績の1.27倍以上
就労移行支援事業については、令和元年度移行実績の1.30倍以上
就労継続支援Ａ型事業については、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援Ｂ型事業については、令和元年度実績の1.23倍以上
＊令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち７割が就労定着支援事業を利用
＊令和５年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上
＊離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ることなど、障がい者雇用全体についての取組を併せて進めること
＊就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくこと。併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組を進めるため、農福連携に関する理解を促進する
＊市町村が作成する障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針との整合性を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に進めることが望ましい
＊高齢障がい者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援Ｂ型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築

令和５年度中の一般就労移行者を13人、就労定着支援事業利用者数を１人、就労定着支援の就労定着率を100%と見込みます。

■第6期計画の目標

項　目		令和元年度 実績値	令和2年度 見込	令和5年度 目標値
年間一般就労移行者数	人	10	7	13
	倍率		0.70	1.30
うち、就労移行支援事業	人		2	4
うち、就労継続支援A型事業	人		2	4
うち、就労継続支援B型事業	人		3	5
就労定着支援事業利用者数	人		1	1
就労定着支援の就労定着率	割合		100%	100%

(5) 障害者就労施設等からの物品等の調達

本町では、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を毎年度定め、本町における障害者就労施設等からの物品等の優先調達について推進を図っています。

調達目標については、前年度実績を上回ることとしていて、件数については毎年度目標を達成していますが、金額については令和元年度は前年度を下回っている状況です。

今後も、各部署において、障害者就労施設等からの物品等の調達推進の取組を進め、可能な限りすべての部署が物品等の調達を行うことをめざします。

■障害者就労施設等からの物品等の調達実績

項　目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
物品	1	39,442	3	65,000	3	61,830	6	195,366
役務	3	9,828	5	431,640	9	14,688	9	10,394
合計	4	49.270	8	496,640	12	76,518	15	205,760

物　品	役　務
●消耗品（啓発グッズ、各種記念品等） ●食料品（ペットボトルのお茶・コーヒー、パン・焼き菓子等） ●小物・生活雑貨（布製品、木工、陶器等） ●その他障害者就労施設等が提供可能な物品	●印刷（名刺等の各種印刷物、パンフレット、ポスター印刷等） ●クリーニング ●清掃作業・除草作業等 ●軽作業（シール貼り、袋詰め、部品組み立て等） ●その他障害者就労施設等が提供可能な役務

【第６期計画の目標】

令和５年度まで、毎年度、前年度実績を上回る件数、前年度実績を上回る金額を目標とします。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

【第１期計画の検証】

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援については、見込みゼロの目標が平成29年度には２箇所の整備となっています。また、板野郡自立支援協議会（子ども支援部会）で医療的ケア児支援のための関係機関の協議を行っています。

一方、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ１箇所整備の目標が達成できない状況です。

■第１期計画の計画値と実績値

項　目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
①児童発達支援センター（箇所）	0	2	0	2	0	2	0	2
②保育所等訪問支援（箇所）	0	2	0	2	0	2	0	2
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（箇所）	1	0	1	0	1	0	1	0
④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所（箇所）	1	0	1	0	1	0	1	0
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（箇所）	0	0	0	0	1	1	1	1

【第２期計画の目標】

＜国の基本的な考え方＞

＊児童発達支援センターの設置については、令和５年度末までに、各市町村に少なくとも１箇所以上設置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

＊保育所等訪問支援については、令和５年度末までにすべての市町村において利用できる体制を構築すること

＊令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保すること。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない

＊医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない

「障がい児支援の提供体制の整備等」については、圏域では、国の目標を達成しており、引き続き、重症心身障がい児、医療的ケア児への支援体制の充実をめざします。

■第2期計画の目標

項　目		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和5年度 目標
児童発達支援センター	箇所	2	2	2
保育所等訪問支援	箇所	2	2	2
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	箇所	1（広域）	1（広域）	1（広域）
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	箇所	1（広域）	1（広域）	1（広域）
医療的ケア児支援のための関係機関 の協議の場	箇所	1	1	1
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	人	3（広域）	3（広域）	3（広域）

発達障がいのある児童に対する支援については、保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、早期に気づき、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を行う体制の確保を進めます。

また、発達障がいを早期にかつ正確に診断し、適切な支援を行うことができるように、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関について、県と連携し、圏域での確保・充実に努めます。

■成果目標の達成に向けた活動指標

項　目		令和2年度 見込	令和5年度 見込
ペアレントプログラム受講者数	人	0	10
ペアレントトレーニング受講者数	人	0	10
ペアレントメンター講習会受講者数	人	0	10

（7）相談支援体制の充実・強化等【新規】

＜国の基本的な考え方＞

＊令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること

町は、障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分の認定や、障がい年金・各種手当等の支給決定を行う機関として、障がい者の福祉に関する相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

また、ライフステージを通じた支援を円滑につなげられるようにするとともに、高齢障がい者が介護保険サービスへ移行する際の対応や、「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、関係各課や関係機関との連携強化を進めます。

さらに、民間の障がい者相談支援事業所に対し、適切な相談支援を働きかけていきます。

■成果目標の達成に向けた活動指標

項　目		令和2年度 見込	令和5年度 見込
基幹相談支援センターの設置	有無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	6
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	件/年	0	3
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	回/年	5	12

（8）障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築【新規】

＜国の基本的な考え方＞
＊令和５年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有などの取組を実施する体制を構築すること

障がい者の自立と社会参加の促進のため、本人の意向を最大限に尊重しながら、一人ひとりの障がいの状況や家庭、住まいの状況等に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。その際、福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法を取り入れられるように、県との連携のもと、相談支援事業従事者の相談支援事業者研修への参加を促進します。

また、圏域において、障がい福祉サービス事業者の指導・監査等にかかわる関係課や関係機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析等を通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を進めます。

■成果目標の達成に向けた活動指標

項　目		令和2年度 見込	令和5年度 見込
徳島県が実施する研修その他の研修への町職員の参加	人	2	2
障害者自立支援支払等システムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有体制	有無	有	有
審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有した実施回数	回/年	5	5
指導監査結果の関係市町村との共有体制	有無	有	有
指導監査結果の関係市町村と共有した実施回数	回/年	0	3

4 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内　容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【第５期計画の検証】

上記５つのサービスの中で、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、計画がなく、実績もない状況です。

他の３サービスの利用者数は、増加傾向で見込んでいましたが、減少傾向ないし横ばいにあり、令和２年度の達成率は63.3%と見込まれます。

利用時間数は、利用者数と同様に減少傾向ないし横ばいにあり、令和２年度の達成率は59.4%と見込まれ、１人あたりの利用時間数も減少しています。

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用者数/月	43	35	46	31	49	31
	利用時間/月	1,333	1,112	1,426	903.	1,519	903

【第６期計画の見込量】

第５期は新型コロナウイルスの流行の中で、利用控えが実績の減少の一因と想定されますが、障がい者手帳所持者の増加傾向がある中で、利用者数の増加を見込んでいます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用者数/月	34	37	40
	利用時間/月	1,054	1,147	1,240

② 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内　容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第５期計画の検証】

上記７つのサービスの中で、自立訓練（機能訓練）及び短期入所（医療型）については、計画がなく、実績もない状況です。

計画期間を通して実績値が計画値を上回ったサービスは療養介護で、令和２年度には計画値７人に対して10人、達成率142.9%が見込まれます。

これ以外では、平成30年度に就労移行支援及び就労継続支援（A型）が、計画値を上回りましたが、その他のサービスは計画値を下回っています。特に自立訓練（生活訓練）は、令和元年度及び令和２年度ともに利用なしとなっています。

利用日数の令和２年度の達成率はすべて利用者数の達成率を下回り、１人あたりの利用日数が少なくなっています。

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
生活介護	利用者数/月	43	38	45	40	47	40
	利用日数/月	860	734	900	760	940	767
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	5	1	6	0	7	0
	利用日数/月	60	23	72	0	84	0
就労移行支援	利用者数/月	5	7	6	5	7	6
	利用日数/月	120	141	144	106	168	112

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
就労継続支援（A型）	利用者数/月	16	17	18	15	20	15
	利用日数/月	320	335	360	281	400	285
就労継続支援（B型）	利用者数/月	33	32	35	32	37	32
	利用日数/月	594	538	630	579	666	579
就労定着支援	利用者数/月	0	0	0	0	1	1
療養介護	利用者数/月	6	7	6	9	7	10
短期入所（福祉型）	利用者数/月	6	5	7	3	8	4
	利用日数/月	30	29	65	22	40	23
短期入所（医療型）	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0

【第６期計画の見込量】

令和２年度の実績見込と第５期計画期間の利用状況を踏まえて、利用者増を見込んでいます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	43	46	49
	利用日数/月	860	920	980
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	3	4	5
	利用日数/月	45	60	75
就労移行支援	利用者数/月	6	7	8
	利用日数/月	120	140	160
就労継続支援（A型）	利用者数/月	17	19	21
	利用日数/月	340	380	420
就労継続支援（B型）	利用者数/月	34	36	38
	利用日数/月	612	648	684
就労定着支援	利用者数/月	1	2	3
療養介護	利用者数/月	10	10	11
短期入所（福祉型）	利用者数/月	5	6	7
	利用日数/月	30	36	42
短期入所（医療型）	利用者数/月	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0

③ 居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内　容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【第５期計画の検証】

自立生活援助は、平成30年度に計画値なしに対して３人の利用がありましたが、令和２年度は計画値１人に対して１人の利用見込みで、達成率は100%と見込まれます。

共同生活援助は、令和２年度の計画値21人に対して14人の利用見込みで、達成率は66.7%と見込まれます。

施設入所支援は、平成30年度には計画値20人に対し19人と１人減少しましたが、令和元年度には20人と増加し、令和２年度には計画値19人に対して21人の利用見込みで、増加が２人となっています。

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
自立生活援助	利用者数/月	0	3	0	1	1	1
共同生活援助	利用者数/月	19	15	20	14	21	14
施設入所支援	利用者数/月	20	19	19	20	19	21

■整備見込量（定員数）

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
共同生活援助	定員数/年	33	33	33	33	33	33

【第６期計画の見込量】

施設入所者については、成果目標の削減数や地域移行者数を踏まえ、設定します。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	1
共同生活援助	利用者数/月	14	15	16
施設入所支援	利用者数/月	21	21	20

(2) 相談支援

■相談支援サービスの種類と内容

サービス名	内　容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力しあい、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者または障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支援を行います。

【第５期計画の検証】

計画相談支援は、計画期間を通して計画値を大きく上回り、令和２年度の計画値140人に対して309人の見込みで、達成率は220.7%と見込まれます。

地域移行支援も、計画期間の各年度１人の計画値を平成30年度には３人、令和元年度には10人、令和２年度も10人と見込まれます。

一方、地域定着支援は、計画期間の各年度１人の計画値に対して、平成30年度及び令和元年度は利用なしで、令和２年度も利用なしと見込まれます。

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
計画相談支援	利用者数/年	135	289	140	309	140	309
地域移行支援	利用者数/年	1	3	1	10	1	10
地域定着支援	利用者数/年	1	0	1	0	1	0

【第６期計画の見込量】

令和２年度の実績見込と第５期計画期間の利用状況を踏まえて、利用者増を見込んでいます。

■第6期計画の見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数/年	338	365	394
地域移行支援	利用者数/年	11	12	13
地域定着支援	利用者数/年	1	1	1

(3) 地域生活支援事業の見込量と確保策

① 必須事業

■地域生活支援事業の必須事業の種類と内容

事業名	内　容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るため、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	地域住民や障がい者等が中心になって行う、障がい者と地域の人々の相互理解のための活動を支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うとともに、一般住宅への入居を希望する人に対し必要な調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する費用の一部または全部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進及び日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生産活動などの機会を提供します。

1）理解促進研修・啓発事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施

2）自発的活動支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施

3）相談支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障がい者相談支援事業	実施箇所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	0	1	0	1	0	1
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	0	1	0	1	0

【第６期計画の見込量】

障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等強化事業を引き続き、実施するとともに、住宅入居等支援事業についても、実施をめざしていきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施箇所	7	7	7
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施箇所	0	0	0

4）成年後見制度利用支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
成年後見制度利用支援事業	実施件数	2	2	2	1	2	2

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	2	2	3

5）成年後見制度法人後見支援事業

本町では、実施できていませんが、関係団体等と連携し、実施をめざしていきます。

6）意思疎通支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	1	6	1	4	1	5
	派遣件数	5	125	6	105	7	115
	延べ回数	125	125	150	105	175	115
要約筆記者派遣事業	要約筆記者登録者数	5	1	5	1	5	1
	派遣件数	2	2	2	2	2	2
	延べ回数	2	2	2	2	2	2

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	5	5	5
	派遣件数	120	120	120
	延べ回数	120	120	120
要約筆記者派遣事業	要約筆記者登録者数	1	1	1
	派遣件数	2	2	2
	延べ回数	2	2	2

7）日常生活用具給付等事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
介護訓練支援用具	利用件数	1	1	1	0	1	1
自立生活支援用具	利用件数	1	0	1	5	1	5
在宅療養等支援用具	利用件数	2	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数	5	2	6	0	6	1
排せつ管理支援用具	利用件数	336	296	357	284	380	290
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数	1	0	1	0	1	0

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	利用件数	1	1	1
自立生活支援用具	利用件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数	3	4	5
排せつ管理支援用具	利用件数	300	312	324
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数	1	1	1

8）手話奉仕員養成研修事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	40	18	40	18	40	18

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	24	24	24

9）移動支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
移動支援事業	実人数	24	37	25	26	26	32
	延べ時間	1,008	625	1,050	472	1,092	548

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実人数	26	27	28
	延べ時間	520	540	560

10）地域活動支援センター

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
基礎的事業	人数	21	37	22	35	23	36
	実施箇所	2	2	2	2	2	2
Ⅰ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
Ⅱ型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
Ⅲ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	人数	35	36	37
	実施箇所	2	2	2
Ⅰ型	実施箇所	1	1	1
Ⅱ型	実施箇所	0	0	0
Ⅲ型	実施箇所	1	1	1

② 任意事業

■地域生活支援事業の任意事業の種類と内容

事業名	内　容
日常生活支援事業	日中において監護する人がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために行う日常的な訓練などを行います。
権利擁護支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その他の適切な支援等を行います。
交付税財源による障害支援区分認定等事務	障がい支援区分認定等の事務を円滑に実施し、障がい福祉サービスの円滑な利用を図ります。
交付税財源による自動車運転免許取得・改造助成	障がい者の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。

1）日常生活支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
生活訓練等	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用者数	7	27	8	26	9	26
	利用回数	266	248	304	36	342	40

【第６期計画の見込】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等	実施状況	実施	実施	実施
日中一時支援事業	利用者数	26	27	28
	利用回数	260	270	280

2）権利擁護支援事業

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障害者虐待防止対策支援	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期計画の見込

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者虐待防止対策支援	実施状況	実施	実施	実施

3）交付税財源

【第５期計画の検証】

■第5期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障がい支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【第６期計画の見込量】

引き続き、実施していきます。

■第6期の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成	実施状況	実施	実施	実施

5 障がい児通所支援等の見込量と確保策

(1) 障がい児通所支援

■障がい児通所支援サービスの種類と内容

サービス名	内　容
児童発達支援	障がい児が日常生活における基本的な動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるように、適切かつ効果的な指導及び訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がい児の保育所等における集団生活適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

【第１期計画の検証】

５つのサービスの中で、居宅訪問型児童発達支援は計画なしとなっていましたが、令和２年度に１人の利用が見込まれます。これ以外では、平成30年度に児童発達支援が計画値と同じ26人の利用がありましたが、その他は計画期間中、利用者数、利用日数ともに計画値を下回っている、あるいは下回る見込みです。

■第１期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
児童発達支援	利用児童数/月	26	26	29	26	32	27
	利用日数/月	156	167	174	170	192	173
医療型児童発達支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児童数/月	38	37	43	37	48	38
	利用日数/月	418	393	473	416	528	417
保育所等訪問支援	利用児童数/月	5	3	6	3	7	3
	利用日数/月	6	4	7	3	8	3
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	1
	利用日数/月	0	0	0	0	0	9

【第２期計画の見込量】

令和２年度の見込と第１期計画期間中の利用動向を踏まえ、見込んでいます。

■第2期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用児童数/月	28	30	32
	利用日数/月	182	195	208
医療型児童発達支援	利用児童数/月	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児童数/月	40	43	46
	利用日数/月	440	473	506
保育所等訪問支援	利用児童数/月	4	5	6
	利用日数/月	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数/月	1	1	2
	利用日数/月	10	10	20

(2) 障がい児入所支援

■障がい児入所支援サービスの種類と内容

サービス名	内　容
福祉型障害児入所支援	児童の日常生活能力の維持・向上のための訓練、コミュニケーションの支援、食事、排せつ、入浴などの介護を行います。
医療型障害児入所支援	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得支援、治療を行います。

【第１期計画の検証】

■第1期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
福祉型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0	0	0	0

【第２期計画の見込量】

利用者は０人と見込みますが、入所が必要になった際は、県と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

■第2期計画の見込量

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0
医療型障害児入所支援	利用児童数/月	0	0	0

(3) 障がい児相談支援

■障害児相談支援サービスの種類と内容

サービス名	内　容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、本人または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	利用している障がい児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

【第１期計画の検証】

障害児相談支援の利用者数は、計画期間中の各年度で計画値を大きく上回り、令和２年度では計画値75人に対して172人の利用が見込まれ、達成率は229.3%となっています。

■第1期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
障害児相談支援	利用児童数/年	65	171	70	172	75	172

【第２期計画の見込量】

第１期計画期間中の利用動向等を踏まえ、見込んでいます。

■第2期計画の見込

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用児童数/年	175	180	185

（4）医療的ケアが必要な子どものためのコーディネーターの配置

■事業の内容

項　目	内　容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する障がい児が、必要な支援を円滑に受けることができるように、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。

【第１期計画の検証】

■第１期計画の計画値と実績値

項　目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込
コーディネーターの配置人数	人数	0	0	0	0	0	0

【第２期計画の見込量】

コーディネーターの配置をめざします。

■第2期計画の見込

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	人数	1	1	1

第6章　計画の進め方

1　町の推進体制と計画の進行管理

① 庁内の推進体制

本計画は、関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら推進します。とりわけ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標や見込量を達成するためには、障害福祉サービスをはじめ就労・雇用、産業振興、教育等関連分野との連携が重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めていきます。

また、複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいや障がい者に対する理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

② 計画の進行管理

計画の進行管理は、関連分野の他の事業計画等とも連携を図りながら、計画内容の点検・評価を行っていきます。

2　連携の強化

① 国、県、圏域市町、サービス事業所等との連携

国、徳島県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

また、徳島県及び近隣の市町村と連携を取り、板野郡自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、東部障がい者保健福祉圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

さらに、民間協力の不可欠な事業の推進にあたって、サービス事業所等との連携を図ります。

② 地域での連携

障がい者の多様な生活課題や複雑化・複合化する問題の発生に対応するため、地域での多分野・他職種協働の体制づくりをめざします。

③ 住民参加の促進

障がい者やその家族が、地域で安心して生活できるように、障がいや障がい者に対する住民の理解が深まるよう、関係団体や関係機関等と連携し、啓発を進めます。

また、障がい者に必要な情報を届けたり、見守りや交流など、相互に支えあい、助けあう地域づくりへの住民の積極的な参加を促進します。

3 サービス基盤の整備と人材の確保

障がい福祉サービス等が、障がい者及びその家族等のニーズに必ずしも十分に対応できているとは言えない状況にあることから、公共施設の活用や事業所への支援、各種助成制度の活用等により、サービス基盤の整備に努めます。サービスを提供する人材については、全国的に確保が難しい状況にありますが、徳島県と連携し、福祉分野への就学や就業の支援を進めます。

また、障がい者自立支援をはじめ、介護保険、子ども・子育て支援など、制度による福祉を補完するインフォーマルサービスとして、ゴミ捨て、買い物支援、移送、子育て支援など、日常生活の多様な場面で、支援が必要な人を支える住民参加型在宅福祉サービス団体の育成に努めます。

資料編

上板町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（平成２８年法律第６５号）第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画を策定するため、上板町障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について審議する。

（１）障がい者計画の策定に関すること。

（２）障がい福祉計画の策定に関すること。

（３）障がい児福祉計画の策定に関すること。

（４）その他計画策定に関する必要な事項。

（組織）

第３条　委員会は、委員２５名以内で組織する。

２　有識者等、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

２　委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会）

第５条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

（事務）

第６条　委員会の庶務は、民生児童課により処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は令和３年４月１日から施行する。

上板町

第３期障がい者計画
第６期障がい福祉計画
第２期障がい児福祉計画

令和３年３月　発行

発行者　上板町
〒771-1392
徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地
TEL：088-694-6811（民生児童課）
FAX：088-694-5903
H P：http://www.townkamiita.jp/